

## 天保九年、幕府巡見使への対応書

― 島原藩 『改席御巡見用下調書留書抜』 ―

森 弘 子  
宮 崎 克 則

### 【解題】

本史料は、九州大学附属図書館記録資料館九州文化史資料部門蔵の「古賀文庫」の一冊である。「古賀文庫」は長崎学の基礎を築いた郷土史研究家の古賀十二郎氏によって収集され、一部は九州大学に、一部は長崎歴史文化博物館に所蔵されている。これまで、巡見使側の記録を紹介してきたが、今回は彼らを迎える藩側の記録を紹介する。しかも公式記録でなく、現場担当の役人の記録である。

天明七年（一七八二）に十五歳で将軍となった十一代徳川家斉は、天保八年（一八三七）四月に次男家慶（四十五歳）に将軍職を譲る。巡見使は、新将軍の就任から二年以内に派遣されてきたから、各地の大名は巡見使の派遣を予想した。島原藩では、将軍交代以前の天保八年正月から、その情報入手し、過去の事例を調べる担当者を任命

した。

『改席御巡見用下調書留書抜』は、天保八年正月の担当者任命の記事から始まっている。肥前国の島原藩には豊後国に飛び地があり、九州の豊前・豊後国は四国と組み合わせて別の巡見使が派遣されたから、豊後の飛び地は小川仁兵衛の担当、本藩の島原は天野弥藤次が担当した。本史料の作者については不明であるが、内容から判断すると、島原本藩の担当であった天野弥藤次（郡方勘定奉行）配下の下級役人と思われる。記事の内容は表題にあるように、巡見使を迎えるための「下調」であり、巡見使が島原へやってくる天保九年六月以前の記事で終わっている。つまり、巡見使を迎えるために、藩がどのような準備をしていたのかを具体的に知ることができる。

いくつか特徴的な記事について紹介しよう（史料中の記事は、時期的に前後している部分もある）。天保八年七月、江戸で巡見使の名前が公表され、それが国許に伝えられ、九月には島原藩内の「御用係り」が任命される。この年の業務は過去の事例を調べる程度であったが、天保九年になると慌ただしくなる。正月には江戸の島原藩留守居が「九州筋御巡見使」の曾我・大久保・近藤から呼び出され、巡見使への接待については「天明度之通」にするよう達された。これは、將軍家斉の時に派遣された天明九年（寛政元）巡見使の事例に準じるようにとの指示である。さらに、四月上旬の出発や四四項目の質問事項が通知された。質問事項とは、「公儀御代々御位牌所有之哉之事」や「金銀両替之事」などを巡見使が聞くことである。藩側では、これらの質問事項に対する答えを準備して巡見使を迎えることになる。二月になると、道筋や宿所を江戸へ報告せねばならず、順路などが天明の時と違う場合はその理由も必要だったので、現場担当役人は多忙を極める。三〜四月になると、具体的な巡見使への対応、村々からの人数、道や橋の修理、その費用など本格的な準備段階となる。そして閏四月、巡見使が四月二八日に筑前国若

松に到着したことが、福岡藩家老から島原藩家老へ知らされ、布団や駕籠、食材の手配、巡見使を迎える藩役人の服装などが決められ、「御巡見使之御家来」たちの「無心」対策が講じられた。「無心」とは、巡見使の随行員たちが「酒代とか菓子料」などをねだってきた場合にどう対応するかである。島原藩では、随行員の身分に応じて大まかな金額を決めた。このような「心付」をしておく、村々から出てきた人足たちに「籠相」があっても穩便に事が済むからである。そして、武士を変装させて潜り込ませることが協議されている。宿所に「御勝手方役人」や「郡方横目」などの下級武士を「忍にて入込」ませるため、「無刀」で詰めるよう指示している。

巡見使側の記録や庄屋側の記録では見ることのできない興味ある記事が含まれている。

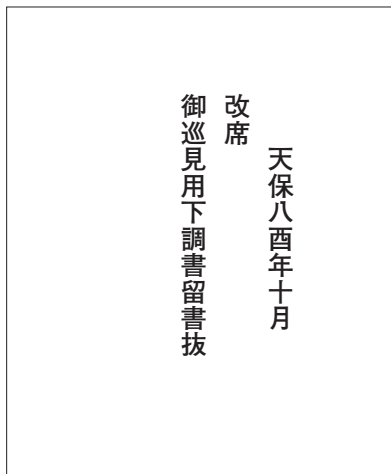
〔注〕

- (1) 森弘子・宮崎克則「九州へ来た『諸国巡見使』―天保九年巡見使の記録と解説―」(『西南学院大学博物館紀要』四号、二〇一六年)、森弘子・宮崎克則「天保九年 幕府巡見使の従者日記(一)―立野良道『西海道日記』一・二・三・四巻―」(『西南学院大学博物館紀要』五号、二〇一七年)、森弘子・宮崎克則「天保九年 幕府巡見使の従者日記(二)―立野良道『西海道日記』五・六・七巻―」(『西南学院大学国際文化論集』三二―一―号、二〇一七年)、森弘子・宮崎克則「天保九年 豊前・豊後の幕府巡見使記録―江戸ヨリ大坂迄巡行記 豊後巡行記并ニ大坂ヨリ海上豊前迄巡行記―」(『西南学院大学国際文化論集』三二―二―号、二〇一八年)

## 凡例

- 解説にあたり、用字は原史料のとおりとするが、常用漢字のあるものはこれを用いた。ただし、人名は原史料の文字を残した。
- 変体仮名は平仮名に改めた。
- 読点「、」並列点「・」は解読者による。
- 繰返しの記号 漢字Ⅱ々 平仮名Ⅱ、カタカナⅡ、を使用した。
- 合字「ㇿ」は「より」に、異体字「ホ」は「等」とする。但し「メ」は残した。
- 原史料の中の割書きの部分は「」で示した。
- 判読できなかった文字は□にした。
- 傍注の（ ）内は解読者によるものである
- 平出・欠字の余白は文字を詰めた。
- 史料中の人名・寺社名等の肩書は、紙面の都合上、一行にした箇所もある。

表紙



曾我様御用人

池田乙右衛門

関 真平

大久保様御用人

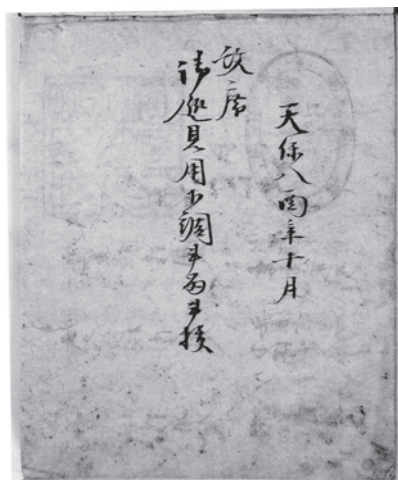
下澤喜多録

安藤吉右衛門

近藤様御用人

桑原栄蔵

小野東馬



見返し部分

天保八年正月

(天保八年) 酉正月十日

一、追々公儀御代替ニ相成候趣ニ相聞候へハ、先格之通御巡見様御入込ニ相成候処、御取暖振  
其外御手筈向、其場ニ差臨取調候てハ混雜致候、不手筈ニ成行候てハ不相濟候ニ付、前以調方  
付寄候義は取調、入組候義は夫々相伺取極候様被成度、右ニ付調方掛り、左之通被仰付候段、  
調方掛り

奉行衆より沙汰有之候

島原

天野弥藤次

豊州

小川仁兵衛

高松御領所

服部惣右衛門

右之通、掛り被仰付候段被申聞候

同日

一、富田三九郎、島原御巡見調方掛り被仰付候段、弥藤次殿より被申渡候

酉八月八日

先格取調  
一、御巡見御入込之先格取調見候処、享保・延享之度と寛政之度、御取暖向余程軽重有之、此  
節之所は何れ之方相用取調可然哉、其辺不相極候てハ調方取掛り出来兼候ニ付

覚

天保八年五月

五月

一、享保・延享之度、御巡見様御入込之節は、御泊村御本陣近辺左右ニ仮番所出来、百姓へ御家人之向無刀ニて打交、番仕、其外店方等へも同様振合ニて御家人之向罷在、諸事右ニ准御手重之御取嚙ニ御座候所、寛政之度は御巡見様より万端手輕ニ取計候様、訳て御した御座候間、御取嚙向其外御手輕ニ相済申候、此節下調仕候はいつれ之方相用取調可申哉、早々御差廻御座候様仕度此段申上候、已上

八月

郡方

一、巡見御入込之模様相分候上は、於江戸表、諸家様御留守居申談、御取計振万端御巡見様へ相同取計候振ニ付、此節之義も其通ニ相成候様致度、左之通書付差出置候処、江戸表へも書面有之趣申来候

覚

將軍宣下

一、將軍宣下被為済候上ハ、引続国々御巡見御沙汰ニも可相成、然処寛政之度御巡見之節は、御入込之御方様より諸事御尋之御ヶ条書、江戸表ニて御渡有之、御答書之義ハ、国々へ御入込之上差上候様、且又取扱向等成丈手輕ニ致し、諸事下方難義ニ不相成様可致旨、訳て御沙汰有之、右ニ付てハ諸家様御留守居一統出会之上、国々ニて御取嚙向等不都合之義無之様申

談、其外御巡見へ相伺、御差図有之候次第等、夫々江戸表より申来居候二付、右書留ハ御留守居方へ夫々相備居、追々御巡見被仰出候上ハ、先格之振ヲ以夫々伺方ニ相成、此方へ可申越義ニ奉存候所、年を輕候義ニ付、書留等彼地へ夫々相備居可申哉、若彼之方へ書留等無之節ハ、不都合之義出来候間、江戸表へ書留之有無早々御問合ニ相成、万一彼地へ書留無之候ハ、早々此方へ申越候様、左候ハ、爰元控取調彼地へ差遣、宜不手筈之義無之様仕度奉存候間、此段申上候、以上

五月

郡方勘定奉行

覚

將軍宣下被為濟候上は、引統国々御巡見御沙汰ニも可被仰出候処、其表にて御留守居取計向、郡方寛政元酉年之日記ニ相見候処、其表ニも定て書留等可有之儀とハ存候へ共、如何ニ候哉、若無之候ハ、此方より書拔差遣可申候間、書拔有無御留守居え被尋、重便否可被申越候、則郡方勘定奉行差出候別紙書付令進達候、已上

五月十八

御在所老

江戸御同席衆



覚

將軍宣下被為濟候上は、引続国々御巡見取計向、寛政元酉年之郡方日記ニ相見候趣ニて、別紙差出候ニ付被差越候、則御留守居へ及沙汰候之処、当表ニても控有之趣申出候付、書拔被差越ニ不及候間、郡方へ可被及沙汰候、以上

七月九日

江戸老

御在所御同席衆

猶々被差越候書付令返却候、已上

右之通申来候由ニて八月十日、書類下り候間、為心得写置

天保八年九月

酉九月七日御沙汰

覚

御沙汰

諸国御巡見之御沙汰有之候間、別紙之通御留守居申出候間、其筋々へ早々可被及沙汰候、已上

八月九日

江戸老

御在所 御同席衆

七月六日、諸国御巡見之義、被仰渡候内

四国筋

四国筋

御使番

平岩七之助様

淡路

伊与子

西丸御小姓組 斉藤内蔵頭様御組

片桐鞞負様

土佐

豊前

御書院番 船越駿河守様御組

三枝平左衛門様

豊後

阿波

讃岐

メ七ヶ国

九州筋

九州筋

御使番

曾我又左衛門様

筑前

筑後

大納言様御小姓組 堀川越中守様御組

大久保勘三郎様

肥前

肥後

同御書院番 本多対馬守様御組

近藤勘七郎様

大隅

薩摩

日向

杵岐

対馬

五島

十ヶ国

御領所御巡見

同廿一日、御領所御巡見

筑前

筑後

御勘定

渥美武左衛門殿

日向 豊前 同 田口岩蔵殿  
豊後 肥後 御徒目付 池田為助殿  
肥前

右之通御沙汰有之候、尤、未頃合之義被仰出無御座候へ共、凡来春御巡見ニも可相成様子ニ御座候、依之追々先例之通、休泊・道法等御尋可有之候間、取調出来候様御在所表へ被仰遣候様奉存候、已上

八月九日

御留守居

御用掛り

御代替ニ付、諸国御巡見之義被仰出、右ニ付御用係り左之通

町奉行

掛り同様

土橋麻右衛門

相心得候様

川井三郎左衛門

御勝手方勘定奉行

鶉殿七郎右衛門

郡方勘定奉行

島原

天野弥藤次

高松

服部惣右衛門

高田

小川仁平衛

大横目

勝井源五左衛門

平野利左衛門

掛り同様相心得候様

普請奉行

小林三郎兵衛

御船奉行

川井八郎右衛門

右之通被仰付候

一、御巡見用調方掛り、今日改めて左之通御さた有之候

谷川平内

島原

服部貞右衛門

豊州

富田三九郎

右之通相心得取調候様、八右衛門殿より御さた之旨、八之進殿よりさた有

一、高田・高松御巡見、御宿御修覆并御宿家諸道具共二、諸御役人にて取計候様仕度事

但、先例ニ御座候

右之通、御勝手方御巡見掛りより差出候由にて、総右衛門殿より被下候間、高田へ可申遣事

酉十二月十五日

一、富田三九郎、豊州御巡見用調方被仰付候所、最初御沙汰之通、島原御領方取調候様、尤豊州之方も引放切と申二は無之、掛り之義二付、高田より調越候分は夫々調方致候様、八右衛門殿より御さた之段、今日弥籐次殿より沙汰有之候

十二月廿二日

一、島原御領御巡見調手續、寛政之度之振ヲ以夫々相伺置候処、伺之通相心得、先取調置候様御さた之段、弥籐次殿より沙汰有之

同日

一、島原御領御巡見御入込之節、出役向、天野弥籐次相勤候様被仰付候段、御同人よりさた有之候

一、島原御領御巡見御入込之節、出役、保母八之進殿被仰付候段、御同人より沙汰有之

天保九年正月

(天保九年) 正月十九日

一、寛政之度御巡見様御陸尺廿四人、町在ニて兼て稽古為致、町奉行えも談相濟候趣旧記ニ相見候処、町在人数取訳不相分候間、町方吟味役え問合遣候、尤人数相分候ハ、先例之通稽古被仰付度、人数之義も返書ニ被仰越候様手紙差遣候処、返書左之通

御駕籠昇

御巡見御三方様御駕籠三挺、御駕籠昇式拾四人、合羽着替持三人、前日より口之津村へ被遣、山田村迄相勤申候、此駕籠昇、郡方御役所御雇にて町方より差出申候、前以稽古為仕候、右之通ニ有之候処、御乗物は御用無之、御自分御乗物にて、陸尺は相勤被差出候、御乗物は、村人足にて御領分中御供仕候

右之通町役所旧記ニ相見申候

右之通返書差越、稽古為致候様取計候義不相分候間、尚又問合遣候処、一体之取計方伺置候得共、未何れ共御差凶無之段申聞候付、追々尚相達候筈

正月廿三日

御宿見分

一、御宿見分心得方、左之通御沙汰有之候

覚

一、御巡見ニ付、用意向総て寛政之度之通たるへく義ハ勿論ニ候へ共、一体世間之風俗、其頃とは江戸表を始違候町勢ニ候間、譬は豊表等格別古く無之候へは、抜替と申所は、上之間は勿論、次之間辺迄は総表替ニ致、壁杯も損所斗繕候ては余見苦敷可有之間、是も損所有之候ハ、其所は総塗替ニいたし、或湯殿・雪隠ニ至迄見苦敷無之程ニは用意可有之、尤座敷向を始、庭普請等ニ至迄取飾候様之義は堅無用、見苦敷無之迄之義にて可然事ニ有之候

一、当御領村役人共、他邦に比候てハ、衣食住共常々一体奢居候風俗にて、婚礼・葬式其外吉

人馬賃

凶ニ付ては、猶更分外之義も有之哉ニ相聞候、右様之義自然御巡見之節御聞込ニ相成候てハ、御外聞ニも拘候事ニ候間、兼ても質素之義は触示候義ニは候へ共、尚又此節之義は分て教諭を加、能々実意ニ百姓之本意を守、質素之風俗ニ改候様、誠精申諭度事ニ有之候

一、無礼之義は、近年別て被仰出候次第も有之、常々申諭候義ニは候へ共、尚亦此度御巡見御通行之村々ハ格別嚴重ニ及沙汰、不行義無之様申付度事

右之趣可被相心得候

正月廿六日

一、御城下より口之津村迄往来、愛津村より御城下迄之往来、人馬賃之義何程ニ有之候哉、御普請方より尋越候ニ付、取調左之通返書差遣候

人足壹人 百廿四文

程 愛津村迄

馬壹疋 貳百十八文

人足壹人 百五拾八文

程 口之津村迄

馬壹疋 三百拾六文

正月廿六日

一、八右衛門殿より御下ニ相成候趣にて左之通

覚

一、昨廿五日、九州筋御巡見使曾我又左衛門様より御呼出ニ付罷出候処、御相使大久保勘三郎様・近藤勘七郎様御列座にて、別紙写之通御書付三通、又左衛門様より被成御渡候、都て天明度之通相心得候様被仰渡候、右両様御書付差上申候

一、御巡見使御順道書、御休泊付、其外天明度御差出ニ相成候分、早々江戸表へ被遣候様仕度奉存候

一、四国筋御巡見使御出立三月下旬、九州筋同断四月上旬ニ御座候、此段申上候

一、右御書付御渡之御受并御類御使者之義、御在邑御並合ニ付御承知之上、御日積にて相勤可申候

一、天明度ハ諸家様被仰談候て、御一紙にて御伺書御差出ニ相成候処、此度ハ御銘々御差出ニ相成申候間、相分居候御伺書ハ江戸表にて、天明度之通相認メ差出申候間、相替義も御座候ハ、猶亦被仰下候様仕度奉存候、何れにも早々御取計可然奉存

天保八年十二月

十二月廿六日

御留守居

御出立

御巡見御出立

關東筋

五畿内筋

三月上旬

東海道筋



〔北国筋  
中国筋〕

三月中旬

四国筋

三月下旬

九州筋

四月上旬

奥州筋

四月中旬

九州筋巡見

九州筋巡見道筋并休泊、寛政年之通被相心得、書付可被差出候

但、道筋并休泊共相違之所も有之候は、其訳可被相認候、且又御領内、御分知、御内分之御方も有之候は、是又書付可被差出候

一、御領分之内、先年巡見有之候寺社も候は、御申聞可有之候

但、相知兼候ハ、於在所御申聞可有之候

十二月

一、御領内巡見之節、休泊共旅宿門前固として、番所等御取繕之義、并盛砂・飾手桶・辻堅メ等堅く及御断候、但、御馳走ケ間敷義御断申候事

一、旅宿之義、狭く候ハ二階等二ても不苦候間、新規ニ御取繕之義、御無用可有之候

一、旅籠之儀、木賃ニて一汁一菜ニ申付候間、休泊共旅宿へ右之趣御触有之候様致度候

一、自分共通行之節、商人・農人、家業・耕作無構當之候様、御申付可有之候

旅籠

右之通申達候

十二月

御位牌

- 一、公儀御代々御位牌所有之哉之事
- 一、御制札并高札何ヶ所有之哉之事、但、御自分高札写可被差出候
- 一、御朱印之寺社并除地有無之事
- 一、公儀御閑所等有之哉之事

宗門改

- 一、御領分寺社数并寄付地被付置候寺社、何ヶ所之事、但、何石之事
- 一、宗門改之儀、御家中并在方町方如何御申付有之哉之事
- 一、御家中地方取、蔵米取共二、免ハ何程ニ出候哉之事
- 一、諸士何程之高より馬持候哉之事
- 一、御居城誰之時築候て誰之居城、其後何時頃より御居城ニ相成候哉之事
- 一、城郭東西南北、何程之事、但、大手向之事

天守櫓

- 一、天守櫓数之事
- 一、城付知行高并新田込高、有無之事
- 一、御預地有之哉之事
- 一、御預人有之哉之事
- 一、他領へ出候口々番所、有無之事

遠見番所

運上

切支丹

飢人

- 一、遠見番所何ヶ所有之哉之事、但、番人何格之もの何人程之事
- 一、船掛能浦々何程有之哉之事
- 一、御手船、関船、小早船、何拾挺立より何挺立迄何艘有之哉之事
- 一、郡村数、石之事
- 一、金銀銅鉄錫鉛水晶山、有無之事
- 一、獵師商売鉄砲何程有之哉之事
- 一、漁獵運上等之事
- 一、三年以来豊凶之事
- 一、土地善悪之事
- 一、田方・畑方、何れ多キ方ニ候哉之事
- 一、旱損・水損、何れ多キ方ニ候哉之事
- 一、城下出火之節、御手当如何御申付置候哉之事
- 一、凶事之節、郷普請等如何御申付候哉之事
- 一、百姓飢人等御手当之事
- 一、去春より城下・在町共出火有無之事
- 一、切支丹類族有無之事
- 一、人別毎年御改之事

一、孝人有之哉之事

一、温泉有無之事

一、名所何ヶ所有之哉之事

一、古城跡何ヶ所有之哉之事

一、名産何々有之哉之事、但、献上之品共

一、名有大山、大川并山林、竹木有無之事、但、藥草有之哉之事

一、鷹之巢有之哉之事

一、地貊<sup>貊</sup>有之哉之事

一、市日極有之哉之事

一、米麦大豆并木綿布、双場<sup>場</sup>之事

一、金銀錢兩替之事

一、牢屋敷之事、但、城下、在町牢舎共

右之趣於御在所可被申聞候、以上

天保八年十二月

十二月廿五日

天保九年正月

正月廿九日

道橋損所

一、御宿為見分、先達て中より役々出郷之筈ニ候処、色々御用向も有之、扱又江戸御出立之模様も不相分、延々ニ相成居候処、前書之通御出立之頃合も相分、旁今日より役々出郷ニ相成、代官之義ハ、三筋壱人ニて押廻し、道橋損所、夫積之義及沙汰、追て相揃候上、筋々より壱人宛出郷之積候事

覚

一、領内分知、内分之方有之候ハ、申上候様御沙汰ニ候処、右様之義無御座候

一、領分之内、先年御巡見御座候寺社も候は、申上候様、尤相知兼候ハ、於在所可申上旨御沙汰ニ御座候処、是又領内ニは無御座候

右之通御座候、已上

二月

覚

道筋

一、九州筋御巡見御道筋并御休泊、寛政年之通相心得、書付差出候様、尤相違之義も有之候ハ、其訳相認差出可申旨、於江戸表被仰渡候段御沙汰有之、則先年御通之格并御休泊付、且左右御見渡村高書付共、別ニ差上申候

一、寛政之度、先年御通之格申上候書付、末夕ニ御昼休無御座候段相認御座候処、御休泊付書付も御休も、夫々書上候義ニ付、御昼休無御座と申儀如何敷相見候ニ付、右之文言此度相除申候

一、右書類、都て寛政之度ハ延享之振ヲ以御取調、御伺ニ相成候処、宝曆之通取調候様御沙汰有之候得共、右宝曆之度は戸田様御代ニて相分兼候ニ付、同所御問合旁混雜仕、則御巡見使え御差出ニ相成候御休泊付も、戸田様より御差出ニ相成、御書付ニ相違之分、付札仕御達申上、別ニ御休泊付御差出は無之様相見候ニ付、書法も相分不申、扱又御道筋村々之道法之義、此度御沙汰は無御座候へ共、寛政之度ハ戸田様より書出ニ相成候書付通御達ニ相成候様相見候ニ付、此度御入用ニ可相成哉は難計候へ共、御好も無御座事故、別段差上不申候間、若御好も御座候ハ、先年之控江戸表ニ可御座有ニ付、御留守居ニて可然取調候様仕度奉存候

一、御巡見使御紋并看板、御印其外、伺向寛政之度ニ相替候儀も無御座ニ付、別段不申上候間、御留守居より可然取調、相伺否早々申參候様仕度奉存候、已上

御紋并看板

二月

郡方

一、左右御見渡村高書付は前々有之候間、此所略ス

覚

一、御国御巡見様、長崎より天草郡富岡え、同郡之内楠浦村より下浦村へ、同上津浦村より御

御渡海

領分口之津村へ御渡海之御船、并公料御巡見御渡海之義も同様、先規細川越中守様より被差出候趣二付、寛政之度も江戸表へ被仰遣、御留守居より御巡見えも御達申上、先規之通相成候義と相見へ申候、此度迎も先規二相違仕候義は有御座間敷候へ共、江戸御留守居方へ被仰遣、御巡見様え申達、御同人より夫々御沙汰二相成候様仕度奉存候、已上

二月

郡方勘定奉行

右之書類、今朔日相達候処、三日、抜御飛脚二申参候段御沙汰有之候、右御渡海船之義、寛政之度も此方より達候義無之、細川様へは公迎より直々御さた被成候趣二付、此度も不達旨江戸より申参候

三月三日達

覚

御渡船

一、御巡見御方様、天草より口之津え御渡船節、援船入用、援綱三筋、先規之通御船方より借用仕度、御船方へ御沙汰被置候様仕度奉存候、已上

二月

郡方

口之津番所

同日

覚

一、御巡見之御方御通行之節、口之津番所・愛津御関所双方共、下座敷、先規より相渡居申候  
間、此度も御用意御座候様仕度奉存候、已上

二月

郡方

両所共場所出来、代渡之儀、御勝手方より掛合、口之津えハ代官、愛津へハ役人より申遣候

同日

覚

道筋絵図

一、御巡見御通行御道筋墨引絵図、寛政之度豊州ニては御好ニて差出候ニ付、島原ニても何れ  
御好可有御座趣を以、認方之義、村越文助へ御沙汰ニ相成候へ共、御好無御座相濟候様ニ相  
見申候、此度之儀如何可有御座候哉、相分不申候へ共、為用心村越真十郎へ認方被仰付候様  
仕度奉存候、已上

二月

郡方

同日

覚



一、諸御役人各面知行高之事

一、諸芸術師役之もの之事

一、儒者・医師之事

右寛政之度、御巡見御尋之ケ条々ニは無御座候へ共、外様ニテ差掛御尋有之、書出候趣ニ相聞、則伺之上夫々御沙汰ニ相成候処、此方様ニテは御尋無御座相済申候間、如何可有御座哉ニ候へ共、兼て相認置申度奉伺候、已上

二月

郡方

同日

覚

大小旗色分

一、御巡見人馬差配、入用大小旗色分、寛政之度通式千八百本、御勝手方ニテ出来相渡候様仕度、御沙汰方へ御沙汰可被下候、已上

二月

郡方

天保九年二月

二月七日

一、八右衛門殿より御沙汰之趣ニテ左之通

一、寺社え御寄付高之事

一、町在寺院、境内、屋敷、畑之分、地子・諸役免許高之事

一、改出新田高之事、組込高有無之事

一、獵鉄砲数之事

右島原・高田共取調申出候様

右之通御沙汰ニ相成候処、是は御巡見使より御尋之ケ条ニ有之候付、追々取調申上候段相答候  
一、其趣御達ニ相成候処ニ候事

二月十日

御順道書

一、御巡見使御順道書、御休泊付、其外天明度御差出ニ相成候分、早々江戸表え被遣候様仕度  
旨、御留守居より申越候段、尚又御沙汰有之、且此間取調落ニ相成候御道筋等、寛政ニ相替  
候義ニ付一円左之通相達

覚

一、御巡見様天草郡上津浦より口之津へ御渡海之節ハ、口之津より援船參拾艘差出、差出ツマ、御  
忝人様ニ拾艘宛援舟付申候

一、御三人様御宿亭主、船三艘ニ乗組、湊口迄御銘々様御迎ニ罷出候

一、口之津湊え御船入之節、郡方勘定奉行忝人舟ニて罷出、御銘々様え伺御機嫌申上候

右前々之格ニ御座候、若書付等御差出ニ相成候儀ニ候ハ、御留守居ニて差略候上可然取計候

様、被仰遣候様仕度奉存候、已上、

二月

郡方勘定奉行

覚

一、御巡見使御巡道書、御休泊付、其外天明度御差出ニ相成候分、早々江戸表へ被遣候様仕度旨、御留守居より申越候段御沙汰ニ付、御順道書、御休泊付、并左右御見渡村高書付等ハ、此間取調申上、外ニ江戸表にて御差出ニ不相成して難成と申書類、旧記ニ相見不申より、(狀)尤天明之度ハ江戸御留守居方へ先例書留一向無之、伺向等出来兼候趣申參候ニ付、延享之度御留守居申合、相伺候ヶ条等書拔差上候へ共、此度之義ハ去年中并此間も江戸表より申參候通、先例書留有之候由ニ付、相替候義さへ無之候へハ、伺向等ハ先例之振ニ取調も有之趣ニ付、右等ハ差上候ニも及申間敷ニ付、別段差上候書付ハ無御座様相見へ申候、尤別紙壺通ハ御入用ニも相成間敷、評義仕<sup>(義)</sup>、此間、外書類差上候節見合候へ共、為念此度差上申候

一、御巡見使御道筋并御休泊、相違も有之ハ、其訳相認差出候様被仰渡候処、去ル寛政四子年四月中、地震山崩洪波荒にて深江村内より島原城下町迄之所、御通筋并町場も相違仕、其外迎も村ニ寄同様洪波荒にて、已前と少々宛御道筋相違仕候場所も段々有之候へ共、御通筋左右之違迄にて里数相替候義ハ無御座、且又御宿家等も已前之村方にて御宿家之相違も御座候処、右様聊之違等も夫々不申上て難成儀ニ可有御座哉、御留守居心得にて問合否申參候様仕

地震山崩

度奉存候、以上

二月

郡方 勘定奉行

天保九年二月

同月十日

覚

御尋ケ条

一、御巡見御尋ケ条、町分之内不分之分、左之通

一、御制札之義、寛政之度は御城下町へ式ケ所と御座候、当時追手壺箇所二は無御座哉  
之事

一、町方寺社数并御寄付高等之事

一、同、屋敷、畑之分并社人屋敷地子御免許等之事

一、同、遠見番所数之事

一、同、町数并小名町数之事

一、同、去々申より出火、類焼数之事、但、壺軒焼も何ケ度之事

一、同、孝人并人柄宜、家業等出精御褒美被下候もの之事、但、寛政元酉年以來、何々

二付何年誰へ何程被下、親兄弟等存命之名面、孝人手付等之事

一、同、市日極之事

一、米麦大豆并木緋布相場之事

右之分町方にて取調、早々申出候様仕度奉存候

二月

郡方

覚

御手船

一、御手船、関船、小早船何十丁立より何丁立迄、何艘有之哉之事

関船何艘

内

何丁立

何艘

何丁立

何艘

何丁立

何艘

小早船何艘、但何丁立より何丁立迄

右之分、御舟方にて取調、申出候様仕度奉存候、以上

二月

郡方

覚

孝人并奇特

一、御巡見使より御尋ヶ条之内、孝人并奇特も之御褒美被下員数之義、寛政之度之御答ニは、白銀八枚・糶様五俵・粟拾俵、或は五俵・三俵と申高にて、鳥目五貫文・金三百疋之被下は

式人有之、何れも大高ニ御座候処、寛政元酉年已来、孝人之志薄相成候義ニは有之間敷候へ共、自然と員数相減、米五俵を高ニて粟弐俵・壹俵、或は鳥目壹貫文已下之もの多御座候処、右被下員数之義、役所ニて其々相増候義も難出来事ニ付、穀類・鳥目共正当之所取調不申て相成間敷処、穀類は壹俵ニても品柄ニ付聞へ宜候へ共、鳥目之義は余り少高も如何敷奉存候へ共、三貫文已上を認出候様可仕哉、此段奉伺候、以上

二月

郡方

右之通相伺候処、壹貫文已上認出候様御沙汰ニ相成候

覚

御陸尺稽古

一、御巡見使様御三方様御陸尺式拾四人、町在ニて見立、前以稽古為致候趣、寛政之度相見候処、右式拾四人之義、都て町方ニて御雇ニ相成、兼て稽古為致候間、町方旧記ニ相見候由ニ御座候間、此度之義も同様被仰付候様仕度奉存候、已上

二月

郡方

覚

狛師鉄砲

一、狛師鉄砲玉目之義、寛政之度御巡見再御尋にて、御答に相成居申候処、当時之狛師筒何程之玉目ニ可有御座哉、近来都て御改之上御渡方ニ相成候義ニ付、夫々相分居可申玉目、何勿

何程々と申儀相分候様仕度奉存候、以上、

二月

郡方

御持組御先手足輕出役

口之津

口之津村

庄屋

一、御泊

同村

玉峰寺

同村

油屋 鯨助

南有馬

南有馬村

庄屋

一、御泊

北有馬村

庄屋

同村

願心寺

布津

布津村

庄屋

一、御昼休

同村

平之助

同村

次左衛門

御城下

一、御泊

御城下

多比良

一、御昼休

多比良村 庄屋

同村 順三郎

同村 幸右衛門

守山

一、御泊

守山村 庄屋

山田村 庄屋

同村 法性寺

○足輕拾六人○

右は看板着、口之津より山田迄右拾六人にて繰合セ、御休泊共昼夜火廻并御宿々百姓共番致候  
ケ所々々、氣を付見廻可相勤候

同 六人

右は御先弘式人宛、口之津より愛津山立山迄持切

同三人

右は御跡押壱人宛、右同断

同四人

右は口之津村番所へ式人、愛津番所へ式人、对之羽織着相勤候様

御持組 同三人



右は口之津村援船三拾艘、忝人にて拾艘宛見ケメ肝煎

一、傭人 足輕三人

右之通此度御巡見之節、御持組御先手足輕出役之義、御沙汰御座候様仕度奉存候、以上

二月 郡方勘定奉行

覚

天守櫓数 一、天守櫓数之事

一、牢舎人数之事

右御巡檢使御尋御ケ条之内ニ御座候間、筋々にて員数取調、早々郡方へ差越候様御沙汰可被下候、已上

二月 郡方

覚 (朱書) 此書付相違不申内御書付出

馬持 一、諸士何程之高より馬持候哉之事

右御巡檢使御尋御ケ条之内ニ御座候処、寛政之度は百五拾石高より馬持候旨書出ニ相成申候、此節之所は右之通書出可然哉、早々御沙汰御座候様仕度奉存候、已上

二月 郡方

二月二十日

一、御巡見入用諸道具、村方借之分、御勝手方より調出、御休泊村々え相触置候処、村方相対  
にては借用出来兼候趣二付、三筋村々え相触候様仕度、尤寛政之度も損料出候二付、為念御  
勝手方へも御当有之候様申達候処、承知之趣二付、代官より触状出、但、触状前二有之故略

御立退場

御巡見使御本陣近辺出火之節御立退場

口之津村御泊

右村之義は、一筋町にて御立退場六ヶ敷候間、船え御立退之積

中早式艘

付紙、御巡見御召船は皆幕用意仕候様

小早式艘

郡方勘定奉行、御船中迄伺御機嫌、早々寄天草上津浦村へ罷出

候様、此小早之内にて渡海相勤候様

右兼て湊内え用意之事、勿論其節之模様次第にて、大屋名真藏寺へ御立退二相成候ても可

然事

両有馬村御泊

右北有馬村出火之節は南有馬村へ、南有馬村出火之節は北有馬村へ

山田・守山村御泊

右山田出火之節は守山村へ、守山村出火之節は山田村へ

右之通御立退ニ相成、暫時御合宿之積覚悟致置候事

郡方

寛

一、此度御巡見使御通行御道筋見分仕候処、口之津村大屋名内往来筋之義、寛政十年年、右名海岸干潟新開メ切出来候後は、右メ切土手上往来筋ニ相成、以前之通筋ハ当時道形も無之場所段々有之、寛政之度御通行筋道作り仕候時は、田畑余程潰地出来、百姓難儀之筋ニ有之、殊ニ右御道筋は至て御廻り道ニ相成候間、当時之往来新田土手通り御通行ニ相成候様仕度、且隈田村亀石名之内、寛政之度新道取補理御通行ニ相成候場所御座候処、右道筋至て難場ニ有之、当時は作道のみニ相成、平生往来之もの無之、本往来は平地にて波打際と申迄ニ御座候間、如何之訳にて寛政之度新道を拵、御通行ニ致候哉、村方承調見候へ共ケ様と申義書留も無之所、一体本往還之義、已前は当時之道筋より六七間も海手へ張出居候付、波当強時々損シ、風立候得は汐煙打上候様御座候ニ付、万一御通之節左様之義共有之候てハ、如何と心得、新道取立候義ニも可有之哉ニ候所、当時之往還筋之義は、前文之通、以前より六七間も地方え引込、年々と手入仕候ニ付聊不丈夫之義無御座、風波之節迎も汐煙等打上候程之義無御座候間、此度は本往還御通行ニ相成候様、有田・蒲河名之内ニも、少々道筋相替候場所御座候得共、右三ヶ所共寛政之度御通行御道筋左右と申迄にて、已前之御道筋御見渡之場所ニ

道筋相替

御座候事

一、深江村内より崩山通、御城下町迄之往還筋、去ル子年洪波後道筋相替候二付、寛政之度御通行筋とは相違仕居申候

一、多比良村馬繼所え湯水置所取補理、馬之義も同所にて継替候処、寛政之度は御巡見使御二方は馬場名之内御休家二相成、馬繼所御通行二候得共、此度之御休家ハ三軒共庄屋近方にて、馬繼所ハ御通行筋二相成不申候間、人馬共庄屋門前廣手にて継替可仕、左候へは馬繼所・湯水置所ハ相止候ても可然哉二相見申候

(朱書)「付紙、此馬繼之義、寛政之度は嚴敷御省略之御沙汰二付、馬繼所抔も相減候哉二候へ共、馬繼所・御駕籠建場・水置所等相減候儀、御届等差出候義不相見候間、今度も御届不申上候」此書付江戸え被遣候処、三月十九日御飛脚二付紙之通申来

御昼宿

一、御昼宿、寛政之度左之通

布津村	庄屋
同村	潤右衛門
同村	忠左衛門
多比良村	庄屋
同村	久左衛門

同村 文之進

右之通り御昼休ニ御座候処、此度は左之通

布津村 庄屋

同村 平之助

同村 次左衛門

多比良村 庄屋

同村 順三郎

同村 幸右衛門

(朱書)「付紙、此御宿家之義、何村御休泊之御届申上、御休泊家・名前等是不申上候間、此度右御届書差出候ハ、以来之形合ニも相成候間、先例之通、御宿家・名前之義不申上候」

右、寛政之度御昼休ニ相成候内、当時零落仕、何分御昼休出来兼候付、此度之義は書面之通覚悟仕置候事

一、右御通行筋少々相替候義、并御昼休御宿、寛政之度ニ相替候義、江戸表へ被仰遣、御留守居より可然申込ニ相成候様仕度、此段申上候、以上

二月

郡方勘定奉行

掃除人足

覚

一、道橋掃除奉行え付候掃除人足、村々え三人宛割付、箒為持出候事

一、口之津村御船揚場、土俵にて壇拵仕候事

一、御巡見天草より口之津え御渡海之節、援船三拾艘、且壹艘七人乗、但拾艘当町、式拾艘村方、右之通差出候事

(朱書)「此書付は、寛政度之通ニ付、不相達して可然ニ成見合」

一、御巡見様御朱印伝馬并入用御雇馬、未員数は相知れ不申候得共、大胸(肩甲)、荷繩、腹帶、胸かひ、尻かひ之類、苧も之入念心掛置候様、尤悉致新規候ニは不及、至て古く相成、難用危品計仕継心掛候様申付候事

村継状

一、御巡見之節、他所より島原并村方へ、商売其外用事にて参候も之、御巡見様口之津御泊二

三日前より差留候様可申付、尤用事之品承届、無拋義ニ候ハ、添手形出し遣候事

一、御巡見様御用にて村継状遣候節、継村左之通

一、口之津・有家より大江・深江

右、大手御門迄相届可申候

一、北有馬・南有馬より有家・深江

右同断、相届可申候

一、山田・守山より伊福・湯江

右、諫早御門迄相届可申候

御朱印人馬

右之通ニ申付候候事

一、御巡見様より御朱印人馬之外御雇人馬駄賃、一里三拾弍文、人足拾六文、先規之通請取候様申付候事

神代領

一、御巡見様御通行之節、神代領は此方之人馬にて付通し、山田村よりは諫早領より人馬罷出繼立候前格ニ御座候、尤其節ニ至、諫早郡奉行方私共双方書面取遣仕候事

愛津御関所

一、愛津御関所御巡見様御通行之節、番人支配初平番・御先手足輕共、帶刀にて下座敷ヲ外シ、土下座之事、御巡見様山田御泊時分、佐嘉より御使者・諸役人并御迎人馬、昼夜多被通、御関所常体改方にては間欠ニ相成候ニ付、先規も前断之通及懸合、彼之方役方之もの罷越、愛津番人立会、人馬等一々相改罷通、往来手形は持參不致候共、差支無之様相通候事

一、御巡見様御泊村え御着之前日より御立之日迄、非人・乞食一切出し不申様可申付事

右之通、寛政之度之取計ニ御座候、此度も同様取計可申奉存候

郡方勘定奉行

覚

三月九日出

一、人足六人 御老衆 (朱書)「三月十八日、御付札、伺之通可被申付候」

一、人足三人 諸役人・総御家中

賃銀取

右之通、村役ニ為出、此外は賃銀取候て、人馬數之義は望次第出可申候

右は、寛政度之御巡見之節、村方へ出役多人數御座候ニ付、伺御沙汰ニ相成候義と相見申候此度之義も右之通可被仰付哉、奉伺候、已上

三月

郡方

覚

一、御巡見御領分へ御移之砌、初て出役之節は手札取、次へ相渡可申手札、認様

(朱書)「此書付も寛政度通ニ付見合ニ成」

松平主殿頭家来

勘定奉行

何之某

松平主殿頭家来

大目付

何之某

右之通、役名も認、且又村役人へ出役之名前書出候様、好有之候ハ、是又夫々役名迄相記差出可申候

一、勘定奉行・大横目知行高尋有之候ハ、百五拾石と為答可申候



一、好之書付、出役之役人名前にて差出候様ニと有之候ハ、大横目連名ニて差出、尚其節之時宜ニ寄、一名ニても差出可申候

右は、寛政之度相伺御差図ニ御座候、此度も同様相心得可申哉、奉候候、以上

二月

郡方勘定奉行

三月九日出

覚

援船

一、御巡見、天草より口之津村え御渡海之節、援船三拾艘、但壹艘七人乗

内

拾艘 町方

貳拾艘 村方

右、寛政之度取計ニ御座候間、町方へ御沙汰御座候様仕度奉存候

三月

郡方

覚

切支丹

一、御巡見御尋ヶ条、切支丹之義、寛政之度は南有馬村外科伊藤玄壽、五代之孫ニて候、此者

迄之類族一系切候趣取調有之候処、右玄壽何ヶ年已前、何年中病死仕候哉、当時之玄壽ニ御

当ニ相成否申出候様、仕度奉存候

二月

郡方

〔朱書〕「此書付差出候筈之処、寛政四子大變にて死去之趣相分候ニ付不差出候」

覚

御用米

一、御用米之義、元高五千石之所、右之内近来江戸納ニ相成候哉ニ承知仕候、何程御上納ニ相成、残何程當時有高ニ御座候哉、御巡見御尋も難計ニ付、何年何月彼方へ何程上納、残何程當時有高と申義、其筋にて取調、早々尋方へ差越候様仕度奉存候、已上

二月

郡方

三月九日出

覚

高燭灯

一、御巡見使口之津村御着之節、夜ニ入候得は、御船場へ高燭灯六張差出、夫より御壱人ニ弐張宛、御三方様共相立、外村ニても夜ニ入候節は右之通ニ候処、釣灯持は村方より差出、看板・脇差等は此方より相渡候先例ニ御座候間、御勝手方にて出来相渡候様、仕度奉存候、已上

三月

郡方

三月九日出

覚

精進日

一、御巡見使御精進日之義は、於江戸表御留守居より問合、夫々御沙汰ニ相成候処、公儀御精進日之義は如何相心得候て宜御座候哉、当時御日柄相違之義も可有御座候ニ付奉伺候、已上

三月

郡方

三月四日遣

御巡見役割

御宿詰

改役人 七人 上下

代官 六人 上下

右之人数にて繰越相勤候筈

代官六人 上下

手代 六人

一、旗支配 物書 六人

同 式人

一、勘定奉行附 文庫持 式人

一、勘定奉行付人

手代 四人

一、郷分見廻

同 四人

右、口之津村より山田村迄、尤郷分見廻ハ御城下御泊之節計

一、掃除奉行

物書 八人

右は、村々請持有之罷出候ニ付、八人分は一所ニ入用ニも不相成候へ共、持運方手纏ニも可相成ニ付、不残書出候事

右之通及掛合候処、諸出役之もの分は、合羽等渡方ニ相成不申旨申越候ニ付、手代之義は、御雇も有之候ニ付、右等取訳候も如何ニ付都て御貸渡と相心得、物書之義も夫のみニ、合羽等用意候も難洪之義ニ付、可相成は御渡方ニ相成候様いたし度、御評義之義を申置候段、申遣候

此書付は御勝手方より看板・合羽等之入用ニ付、役付承度申越候へ共、未御沙汰ニ不相成候ニ付、役名ニて申遣候、尤物書之義、合羽等御渡方ニ可相成哉之趣ハ、手紙ニて申遣候

三月三日

御宿家普請

一、御宿家普請積帳出来、右帳面ニ添書左之通

一、御巡見使御宿家村之御修覆所仕様積帳出来仕候ニ付、御普請方より出向、御修覆可仕義当然之義奉存候へ共、致て相掛村々失費不少、寛政度之通、村々ニて引負ニ相成候様仕度、尤当時諸色高直ニて、此節御普請方御買入直段割合ヲ以、積立申候、且又別帳ニも認置候通、

高松御預所

村々にて払底之品、或は積通之代錢にてハ難賄品は、其次第御普請方へ申出候ハ、品物ニ  
て可相渡奉存、万一右之外仕様之儀は手広にて、品積之儀は少分ニ御座候之義も御座候ハ、  
早々取調、不足之分可相渡奉存候、且又丸印之分ハ直段引合申間敷ニ付、御普請方より相渡、  
或ハ割賦直納取計申候様、図面向、仕様帳共ニ差上申候間、早々郡方へ御沙汰御座候様仕度、  
尤村引負相成候ハ、閏四月中旬迄無相違惣出来仕候様仕度、是亦御沙汰可被下候、已上

二月晦日

御巡見掛り 御普請奉行

右之通にて、仕様帳入候袋七ツ有之、見調候処、全て書損と相見へ候も有之、又ハ左官無之候  
て難成所へ不相見も有之候付、一応調方之義御普請方へ直々掛合可申相達候処、三月五日仕様  
帳差遣候、尤夫々仕直、右之外ニも再調いたし候へ共、多之義ニ付、尚又不審之義有候ハ、  
及掛合候様申越候間、先其分ニ致し、村方にて得と取調、可然申談候

三月九日

一、保母八之進、御巡見ニ付高松御預所出役被仰付候処、不案内ニ付御断申上候処、御人少ニ  
て御差支ニ相成候間、出役相勤候様、尚又被仰付候段御沙汰有之候

三月十一日

一、御巡見当分行御手当、寛政度之通之高にて、右之内半方被下、半方借用ニ被仰付候段、御

沙汰有之候

右二付、談二罷越候もの并談越候もの共、御手当之義は如何被仰付候哉之段、頭書ニて相達

覚

御駕籠建場

一、寛政之度、御巡見之節、御駕籠建場・湯水置所手当、左之通

一、御駕籠建場、縁芝等補理、茶屋場日覆致置候処、追て右縁芝取除、砂利は其所え引散、

便所

御両便所は其俣差置、同所御供廻休所、上屋根・腰掛不殘取払、其跡えハ水置所同様水并茶

碗計出置候、日覆雪隠之義は、御普請方より出来申候

一、湯水置所之儀は、半切体之水溜桶ニ水入、上二板を置、茶碗二十程、盆式枚程も載置、火

縄壺掛出し置、水之上ニは苦壺枚丈も致日覆、百姓老人見ケメとして付添、御巡見御通之節

ハ式拾間程も引下り平伏罷有候

右之通、万事至て手輕ニ相成候処、延享之度は左之通

一、御駕籠建場・馬繼所之湯水置所へは

一、手桶 壺荷 一、半切 壺ツ

一、水桶 壺ツ 一、柄杓 式本

一、茶碗 五十 一、薬缶 一ツ

一、火縄 式掛 一、薄縁 拾枚

一、草履 貳拾足 一、草鞋 七拾足

右、村方より出、右之外寄人馬、香水、草鞋、多葉粉之火、馬之沓等は、兼て村にて用意申付候事

一、湯水置所えは、九尺ニ壺間土間、砂利敷、竹縁なし、尤諸道具置所少々竹縁拵、雑松成程  
苔葺片屋根落垣杉之葉三方常盤壁、両妻半壁、外二下雪隠壺ヶ所、苔葺、芝常盤之類にて壁垣共ニ

右場所え

一、手桶	壺荷	一、茶碗	拾五
一、柄杓	貳本	一、水入桶	壺ツ
一、薄縁	三枚	一、火繩	壺掛
一、丸盆	五枚	一、草履	拾足
○一、刻多葉粉	半斤	○一、煎茶	半斤

右之品々、村方より差出、丸印之分ハ相渡候

右之通ニ御座候処、寛政之度は時合も相違仕居、厳敷御沙汰も有之候ニ付、手輕之用意向にて相済候様相見候へ共、此度之義は其分ニても相済申間敷候付、少し品を付、下ヶ札之通、用意申付候てハ如何可有御座哉、奉伺候、以上

郡方勘定奉行

付紙 御駕籠建場えは

一、日覆苦葺、御三方様御駕籠御一所二相建候ても差支無之様、場所を構砂利敷留芝之事、但、両便所拵候事

一、御供廻休息所も式間二壺間位松成柱立、日覆片屋根苦葺にて腰掛拵候事、但、右同断

右場所え、見ケメ百姓式人

水桶 壺ツ 柄杓 式本

茶碗 三拾 薬缶 壺ツ

火縄 式掛 薄縁 拾枚

草履 拾足 草鞋 拾足

煎茶 半斤

一、湯水置所えは九尺壺間土間、砂利敷、片屋根日覆苦葺之事、但、右同断

(朱書)「御駕籠建場・湯水置所ハ式間二三間之事」

右場所え、見ケメ百姓式人

水桶 壺ツ 茶碗 三十

柄杓 式本 薄縁 三枚

火縄 壺掛 丸盆 式枚



草鞋 拾足  
草履 拾足

右之品々村方より為差出、丸印は相渡候事

(朱書)「此手当、付紙之通御評義にて決着之段、付紙にて御沙汰有之候」

二月廿五日

一、御宿見分ハ此間相済候処、道橋損所見分、夫積帳取調方として重掛三人致出役候、右ニ付  
出役之もの下宿割之義も、寛政之振を以夫々申付有之候様、申談遣候

覚

御紋・看板

一、御巡見使御紋・看板・御相印等、御留守居より問合、申参候様仕度旨、先達て中申上候処、  
大久保様よりハ省合有之趣(照カ)にて御渡方ニ相成、曾我様よりハ水之字崩、近藤様よりハ手杵と  
計御付札有之、其趣申参候迄にて、如何様之形ニ御座候哉、相分不申候処、右ハ当方へ御入  
込之上、御同様之品不相用様、夫々遠慮仕候義ニ付、形等相分不申してハ済兼申候間、先様  
より御渡方ニ相成不申候ハ、御留守居にて写取差越候様、仕度奉存候、已上

二月

郡方

絵図面

覚

一、御巡見御好之節、差出候島原領御順道絵図面認方之義、村越真十郎へ被仰付候付、入用品々、同人より申出次第相渡候様、御勝手方へ御沙汰可被下候、已上

二月

郡方

三月廿一日

御宿家普請

一、御巡見御宿家普請仕様帳、御普請方より差越、村々え先頃中当置候処、南有馬村より積帳近々は出来兼候趣忝三ヶ条有之、代官より御普請方へ及掛合候処、積通にては出来兼候分ハ、村方積近任上候様、追て可相渡旨申越候

同日

一、山田・口之津其外御宿見分之節、繕方之義申談之処、同様之紙無之趣にて、左之通

一、山田村法性寺、床繕張之積にて、から紙忝拾八枚入用有之候処、当町へ無之、長崎へ申遣候処、同所へも無之候間、新キ張直し不申ては相成間敷候間、総高申出候ハ、品物にて相渡可申事

床脇壁繕

一、口之津村庄屋方、床脇棚壁繕張、から紙三枚之処、是又手本通紙無之候間、床から紙と床脇から紙違候ても不苦候哉、御評義之上、入用高申出候ハ、から紙相渡可申事

御紋幕

付紙 同様之から紙無之二付、床から紙と床脇から紙違候ても如何ニ付、御評義之上、入用高

申出候様ニは有之候へ共、評義も無之二付、から紙可相渡と有之候ニ付、前文之入用高  
申出候様、但、床と違棚之分

一、布縁品物渡致候事、村々え御沙汰御座候様

付紙 此布縁は代渡ニて、買入之積之処、大坂より参候由ニ付、品物可相渡候間、村々ニて調

不申、請取ニ参候様

右之通ニ付、村方ニて員数積立申出候様

三月廿五日

一、口之津村番所御巡見之節、飾入用損ものは無之哉、申出候様申遣

覚

一、御紋幕 壹張

一、六尺棒 貳本

右は御巡見之節、愛津御関所入用ニ御座候間、<sup>④</sup>尚分借用被仰付候様申出候、其筋へ御沙

汰可被下候、已上

三月

郡方

一、蠟燭五丁

右御巡見之節、愛津御関所高燭灯相用候入用ニ御座候間、相渡候様仕度奉存候、已上

三月

郡方

覚

兩替屋

一、御巡見御泊村々えは、兩替屋壱軒宛手当いたし、御勝手方御役人、御徒横目等見ケメ候様、寛政之度ニ相見候間、此度之義も同様被仰付、金銀錢御勝手方ニて夫々用意ニ相成、御泊村々ニて引替之節、セ話役之も之へ相渡候様、御勝手方へ御沙汰可被下候、已上

三月

郡方

三月廿八日

一、諫早便之義申達候処、御先手杉野甚五兵衛組喜六罷越候段申出、道中雜用等ハ御勝手方より請取候事

四月三日

諫早

一、諫早豊前様御家来兩人、当町諸国屋和惣治方へ昨夕罷越、郡奉行衆へ面会致し度申聞候趣  
二候処、定て御巡見御用ニ可有御座承知迄及演說候段、八之進殿被申聞候、寛政之度は何とも書留無之、相分兼候事

高札場

一、村々御高札場普請之義、山田村・南有馬・北有馬三ヶ村は、御宿家普請同様、御上御普請と相心得居、外村々は村方にて普請仕候段申出居候処、此節之義は御巡見使相見候二付、損所之分は取繕候儀二付、村方にて普請仕候段申出候村方も積書為差出、入用銀山田・両有馬同様相渡候様仕度奉存候、已上

掛り改役人

代官

義角曰、此高札場普請之義ハ、勘定書定書二百姓役目也と有之村普請二候処、正月申御宿家并御通筋為見分役々出郷之節、富田勝兵衛不調にて、御上普請之ものと申立候由、依之遂上普請二相成、先格相崩候へ共、此後は今度之例二不拘、旧格之通取計申度事、定書ハ寛政之度、御巡見一件南目日記書拔之末ニ認候二付、略之

四月五日

御城下御泊

一、御巡檢御城下御泊之節、郡方改役人以下、下宿何軒手当いたし可然哉之旨、町方より掛合参候二付、大体見当を以左之通、返書ニ申遣

壹軒

改役人 式人上下

壹軒

代官 三人上下

手代 三人

壹軒 旗支配 物書三人

三軒 荷物才領 村役人

三軒 御家来案内 村役人

三軒 通し人馬 世話役人

三軒 手形書 村役人

三軒 通し御案内 村役人

ノ

四月七日

一、御宿普請見分之節、繕之内、唐紙等同紙無之二付、総紙替二相成候村も有之、員数取調申出候様掛合有之、村方へ当置候処左之通申出候

口之津村庄屋宅、床・違棚損候唐紙何枚張在之候哉、床・違棚唐紙員数不残以書付申上候様被仰付奉畏候、然処損候唐紙ハ御見分之節御控之通三枚有之、総唐紙員数は八拾五枚張付御座候間、此段御請申上候、已上

戌三月

山田村より左之通

法性寺

一、唐紙 百貳拾貳枚 但 貳拾枚 天井分  
九十枚 床分

貳拾枚 袋棚之間夕

右は当村法性寺床繕張之御積之処、同唐紙無之候間、新規張替不申て難成、右二付総高何程と申義、員数取調申上候様被仰付奉畏候、然ル処書面之通御座候間、此段御届申上候、已上

戌三月

四月九日

右二通、御普請方へ手紙添差遣

以書付申上候御事

三宝村

大松木

一、古部境往還筋浜島え有之候大松木、海中へ差掛り居、御道具障二相成候ニは相違無御座、  
伐方致候ても村方差支無之哉之段、御沙汰之趣承知奉畏候、然ル処寛政年中御巡見之節より、  
右松木海中ニはなれ石と申岩有之、右松之義もはなれ松と已前より唱来、殊ニ瑞応院様御代、  
長崎御往来并大變之節、御通行度々御賞美被為遊候松木ニ有之候段申伝候、依之可相成儀ニ  
御座候ハ、其俣差置申度奉存候間、御伐方御用捨被仰付被下置候様仕度奉願候、此段相叶  
候様、何分宜被仰上可被下候、已上

戌三月

右之通二付、左之通付紙之上相達

此境松之義、書面之通寛政之度御巡見之節も其俣差置候趣ニ付、此度之義も古部境海中ニはなれ石と申岩有之、右松之義もはなれ松と前々より唱来、已前御巡見之節も右之趣ヲ以御断申上候段、為相答可申奉存候

此通ニて可然御沙汰有之候

寛政元酉年御巡見一件日記写左ニ

一、此度御巡見御通行之節、金銀引替之儀、村町共、銀札役所ニて銀札ニ不拘無滞引替候様、可被申付候

五月

右御書付ヲ以御沙汰之段、頭取衆被申聞候

兩替

一、御巡見之節兩替、金壹兩請取不残致小粒ニ差出候ハ、切賃拾六文取之可申、尤壹兩之内、壹歩ニても錢ニ替り、残り三步小粒差出候とも、切賃取申聞敷候

一、丁銀請取致小玉差出候節、金ニ準シ五拾六文ニ付拾六文切賃取之可申候、多少共ニ此割合ヲ以て切賃取可申候、少々ニても錢ニ引替候ハ、切賃なし

一、兩替之節、兩替手形差出候ハ、兩替掛り役人自分名目ニて、則自分印形相用可申候、役所名目同印形相用申聞敷候

相場

一、御巡見御通行当日、銀札役所掛ケ札引取可申候、相場之義は当時<sup>相</sup>双場、金銀共ニ相用可申



候、町在引替所え此段可申聞事

右之通引替所掛り役人呼寄申渡

一、御巡見今廿四日当所御泊り、右二付町役所、則両替場二相成、出役村井門兵衛・安藤幸太

夫・西村増右衛門右三人にて、今朝より交代にて明朝御発足相済候迄、忝人ツ、詰切候様、

尤内証ニ差控、両替之儀ハ下役為取扱候事

一、町在引替所、御巡見御通行当日ハ、諸引替差止候事

右之通ニ有之候、已上

閏四月

銀札役所

付紙 当時付紙、此手形は両替帳差出候事も可有之、其両替帳ニ両替之員数相印、名面印形い

たし候節、引替所掛り役人苗字御免之者有之共、苗字相印候事決て相成不申、

何屋何某と相印シ、自分印形いたし申候事

右引替一件は、銀札方より口之津村引替所へ差遣候由にて、乙名喜惣治倅才藏所持、心得方尋

出候ニ付、為心得義角写置

四月廿八日

九州筋御巡見

一、曾我又左衛門様始、九州筋御巡見之御役々、当月十四日大坂御着、十五日御乗船、筑前若

松え御越ニ相成候段、大坂聞継羽田喜太夫より申参候段、弥藤次殿被申聞候

人馬

四月

一、諫早へ御巡見人馬之義ニ付、去月中掛合ニ相成居候処、四月五日罷帰候由、返書は、他所  
状案詞、外ニ有之、相記置候事

駕籠建場

閏四月四日

一、御駕籠建場之所へ供廻休息所出来、此所入用薄縁之義、御普請方より問合来候ニ付、別段  
出来候様無之してハ混雜いたし、不都合之義出来可申旨、返書差遣候

閏四月七日

一、郡方付町方下宿拾八軒、賄向問合越候間、矢張町方にて取賄候義と心得候間、其旨相心得  
致候様、返書遣候

同日

道筋

一、御巡見御通行道筋、寛政之度ニ相替候分、絵図面にて申出候様相成候段、此間江戸より申  
参候付、口之津村・隈田村・有田村之絵図面差出候様、及沙汰候

筑前若松着

同日

一、曾我又左衛門様始御役々、去月廿八日筑前若松御着、翌廿九日同所御逗留、同晦日より御巡見被成候段、筑前御家老より当方御老中へ申参、尚又右之趣は、小倉御用達よりも申越候段、御沙汰之事

覚

一、御巡見使御休泊入用品之内、寛政度村方にて借用間ヲ合候分、此度も同様借用いたし度旨、御勝手方書付相廻候付、村方へ及沙汰、再応及穿鑿候処、品々善悪ハ不相分候へども、先大體は村方へ有之候処、別紙式通ニ有之候品之分、何分村方にて手段無御座分申出候二付、御勝手方ニ御沙汰ニ相成候様仕度奉存候、以上

閏四月

郡方

絹蒲団

一、絹蒲団三拾枚

内

三枚

千々石

此ヶ条、御勝手方より蒲団無之候ハ、薄綿夜

五枚

加津左左

着にて可然旨掛合越候二付、村方せんさく致候

五枚

野井

へ共無之候二付、其段閏四月廿五日、御勝手

壹枚

口之津

方へ申遣、山駕籠、其外不足之品、彼の方にて

式枚 南有馬 御間を合候段申越候

壹枚 小浜

ノ 拾七枚

是ハ上着ふとん

敷蒲団廿枚 北有馬村

山駕籠 一、山駕籠式拾四挺

内

拾挺 村方へ有之

残拾四挺 不足

右式拾四挺之内、三挺御乗替と有之候へ共、御乗替二も可相成駕籠無御座候

閏四月十七日

昼食

一、御勝手方より申越候ハ、御昼休・昼食仕出之義、寛政之度、御昼御宿一軒ニ上白米式升、次式斗五升御渡方ニ相成候義と被存候、魚類・す物之所も先頃御目懸候帳面之通、夫々割賦

ニ相成居候間、右振合ヲ以不差支様取計可申旨申越候間、承知之段返答申遣候

御巡見ニ付伺書

一、土居口御通行之節

麻上下着 上番式人

付紙

羽織袴 平番式人

△〔絹上下并芭蕉布不相成候

△〔付紙

○〔袴裏付可被相用候

○〔付紙

掃除奉行

掃除奉行

一、山田村境より野井村境迄

平番壺人

一、野井村堀より御他領境迄

同 壺人

付紙 当掃除奉行、羽織・裁付着之事

一、御番所幕張

一、素鍮式本

一、三ツ不道具一組

一、棒二本

付紙 書面之通可被相心得候

右飾置候事

寛政元酉年

右之通ニ御座候

盛砂

- 一、右之外、旧記ニ無之分奉伺候
- 一、御高札前三尺通敷砂仕可申哉

付紙 書面敷砂ニハ及間敷、奇麗掃除致し候様

- 一、御門左右盛砂飾、手桶式ツ、柄杓式本出可申哉

付紙 書面手当ニハ不及候

- 一、御巡見御通之日ハ、御番所并作門共ニ通路差留ニ可仕哉、但、諸家之御飛脚等格別之義と奉存候

付紙 書面伺之通、尤山田村御泊之節ハ、前日より他所人愛津通不申候様、尤用向ニ寄差

別可致、且御泊前日ニは諫早人馬山田村へ罷越候ニ付、同所役方之ものも罷越、人改いたし候事ニ候間、立会相改可被申候

- 一、肥後表薄縁三枚相渡候様、但、下座敷入用

付紙 書面下座敷ハ、先達中及沙汰候通、其方にて出来、代料渡之積ニ候事

- 一、上番式人着服之儀、麻上下着と計御座候、熨斗目着用可仕哉、又ハ綿服ニ候哉

- 一、平番着用之義ハ、綿服裏付袴にて出候哉

付紙 書面式ヶ条ハ、綿服之事、上下袴之儀は、前断付紙之通相心得可被申候

- 一、御巡見ニ付、御修覆等相増候ニ付、別段上番式人共平番式人掛<sup>并カ</sup>り被仰付候様
- 一、御番人高拾式人

湯殿雪隠

土居口御番所詰

五人

掃除奉行

式人

原口御番人

式人

浜御番所

式人

作口四ヶ所

四人

ノ 拾六人

右之通にて、四人不足ニ相成申候、此不足之四人之内、三人ハ加番片山喜十郎・荒木喜一郎・

飯島喜兵衛倅ニ被仰付、御間ヲ合セ候様仕度、残屯人ハ其御地ヨリ加人被仰付候様仕度奉存候

付紙 書面御通行筋外ハ、式人之処屯人と申位成丈繰合、本番にて可被相勤候、尤病気差

合等有之節ハ、其段可被申越候、差掛候節ハ格別之事

右之通御旧記ニ無之不差分候間、否早々御差凶御座候様仕度奉存候、此段奉伺候、已上

十二月七日 寺田長左衛門

片山喜十郎

右書付、上番寺田長左衛門罷出居候付、閏四月十九日同人え相渡候

閏四月十九日

一、御巡見供廻御泊・御昼共、仮湯殿・雪隠常盤圍之処、足輕以上之処、杉皮屋根板圍ニ相成

候付、近々品物相渡可申候間、村役人、御普請方へ請取罷出候ハ、夫々可被差出候間、此段其筋へ御沙汰御座候様、中間湯殿・雪隠屋根之儀は、杉皮ニ相成候事

同日

一、御駕籠建場御鍵掛、竹にて出来候様相成候事

奉伺候覚

蒲団蚊帳

一、市中より御借上道具之内、蒲団四拾人分、蚊帳拾流、古物にては所持仕居候段申上置候処、着蒲団共にては無之候哉、着蒲団にて御座候へハ、町内所持之分は皆敷蒲団にて、三幅もの二御座候、其上何れも古物にて、暑中ハ臭気も御座候もの、処、如何御用相立可申哉、且此度近国聞合ニ罷越候乙名共申出候ハ、筑前ハ蒲団皆新規御仕立ニ相成候由、春柳（青カ）にては御給人座敷へ敷御座・蒲団差出、御給人より取利（別カ）ニ相成、殊之外六ヶ敷、漸断聞濟ニ相成候由、同所亭主相咄候段申出候間、万一其時ニ臨ミ不都合之義御座候てハ、念入奉存候間、此段奉伺候、已上

閏四月

中村寛作

町御役所

右之通書付差出、御郡方にては如何心得候哉と、弥簾次殿被申聞候間、左之通付紙にて達ス此蒲団之義、何拾人分と有之候得は、敷蒲団・着蒲団にて壹人分と相心得、村方借用分も段々せんさく致し候得共、絹蒲団は過半不足ニ付、其段御勝手方掛合置候事



人馬

一筆申置候、然は追々御巡見使当御領御入込ニも可相成処、御用人馬之義、山田村迄は当方人馬にて付通候得共、同所よりは諫早人馬ニ相替候ニ付、多人数之事ニ付改方出来兼可申趣を以、寛政之度御巡見之節は、彼の方役方其御番所へ相詰、胡乱もの等紛込不申様相改候ニ付、此度も同様取計度、先頃彼の方役方相見候節申談置候付、別段其御番所えは掛合も有之間敷候間、前文之趣承知罷在、彼の方役人相詰、改方いたし候ハ、同様立合相改候様可致、此旨拙者共より可申入と奉行衆被申聞候間、此段申置候、已上

閏四月

郡方改役人

寺田長左衛門殿

片山喜十郎殿

包紙上書 触 郡方改役人

此度御巡見ニ付、貴様方勤方別紙之通被仰出候、村役人勤方之義は、御代官より申触、村々え写可有之候間、為御心得、得と相披見可被成候、右之趣拙者共より申触候様、御奉行衆被仰聞候間、此段御承知可被成候、已上

五月七日

郡方改役人

黒田武兵衛殿

兵藤養輔殿

草野安兵衛殿

岡野唯治殿

寺島銀治殿

稲田廣治殿

大場六郎兵衛殿

小早川喜八郎殿

稲田与一右衛門殿

原口庸助殿

柴田初太夫殿

西村数右衛門殿

松尾紋治殿

城 五次兵衛殿

川鶴政兵衛殿

荒木所左衛門殿

森 京助殿

嶋沢与右衛門殿

兵藤清左衛門殿

寺田長左衛門殿

片山喜十郎殿

村番人

村番人勤方

一、支配之村々庄屋・乙名・頭百姓迄御泊所へ相詰候間、村々火之元入念申付、村中節々相廻、諸事氣ヲ付油断仕間敷候、番所前御通行之節は、番表垣口へ袴・羽織にて罷出、平伏可仕候、若御尋有之候ハ、当村之番人ニテ御座候と可申上、勿論御通前番所近所掃除奇麗ニ可申付事

一、御遠筋遠所之番所は、庄屋元へ相詰、諸事差引可申、御道筋ニ罷出ニ不及事

愛津番人勤方

一、土居口番所 番人支配 麻上下着 兩人

羽織袴着 平番人 五人

〔付紙

付紙 人繰差支候ハ、四人ニても可然候

羽織着 足輕 式人

掃除奉行

山田村より野井境迄 愛津平番 壹人

野井より愛津、他所境迄 同 壹人

一、右番人支配兩人、麻上下着、其外番人羽織袴着、先手式人羽織着、幕張、鑓式筋、三ツ道具一組、棒式本飾置候

口之津

口之津村番所

一、口之津番所、鑓式筋、三ツ道具、棒式本、幕張、暮相より大釣灯壹ツ燈申候、番人羽織袴着、御宿之時分番所前へ罷出申、番兩人常之通ニて遠下座致し罷出、御巡見使様方御宿へ被為入候以後は、常之通壹人宛番所へ居可申候

右之通相心得可被申候、以上

戊 閏四月

閏四月廿五日

一、御巡見御三方様御駕籠御休泊之所にては、覆いたし番人差置不申して難成候付、覆は御勝手方より持参候筈、置場所并番人之義ハ村方にて手当致置候様、代官申談之事

一、洪紙之義、閏四月廿六日御勝手方へ掛合候処、武具方御用意之洪紙有之、御一方様へ式枚宛相渡候心得申候、尤御泊村計之旨返書差越候

同日

一、町方より御尋之ケ条、借用致し度趣御沙汰ニ相成、御尋之ケ条一冊、寺社寄付帳一冊、再御尋書壹冊、弥藤次殿へ差出候

西郷村

以書付申上候御事 西郷村

一、御巡見ニ付、山田・守山へ諫早領より人馬参来候訳合、何故と申義不相分候へ共、延享三年・宝曆十一年・寛政元年三度、諫早領より右式ケ村へ人馬参候儀相違無御座候段、神代え返答いたし候処、又御別紙之通頼来候処、右三度之外旧記無御座、且又、何故にて諫早より右村迄人馬参候訳合相分不申候間、御役所へ何故と申御旧記御座候ハ、乍恐被仰聞被下置候様仕度、左候ハ、夫ヲ以返答仕度奉存上候間、此段御伺申上候、已上

戊閏四月

乙名・庄屋 連印

支配宛

手覚

諫早

神代

一、御巡見之節、御荷物為請取山田村迄諫早より人馬參候由ニ候処、此節諫早より佐賀表え申出候は、山田村迄人馬差出、御荷物請取候ニ付てハ、神代より乍纒賃銀ニても差出候訳ニては無之哉と、佐賀表え諫早より新規之伺相被<sub>マ</sub>候、然<sub>レ</sub>処<sub>ニ</sub>神<sub>ノ</sub>儀<sub>ハ</sub>、往古より右人馬一件終ニ不相拘旧例、此節ニ至り旧格違之儀決て難仕、神代え釣張り候訳合も有之候半は、御巡見之度之賃銀其外之手当、屹度致来候類例も可有之奉存候へ共、全体以右等之仕成終ニ不致来候ニ付ては、右人馬一件ニ不相<sub>□</sub>候義差分居候儀と奉存、乍併島原御役所え右諫早より山田村迄人馬差出候儀、如何之訳ニて候哉、御記録共ハ有御座間敷哉と被相伺度御頼仕候、将又右人馬継替之儀、御領分違之場所は、御領分之境界ニ不相拘、御泊駅御本陣迄ハ向領之人馬參ニて継替相成候法則之趣申伝候へ共、記録等ニ不差分候付、彼是島原御役所へ差分り候御記録可有御座奉存候付、被相伺被下度及御相談候、已上

人馬継替

閏四月

下村六郎右衛門

此人馬継替之儀、何故と申儀ハ、諫早へ相分居可申ニ付神代え之答、左之通

人馬継替之儀ニ付御頼之趣致承知、其筋内分相伺候所、前々格合ニて諫早人馬山田村へ罷越繼立申候訳合ハ、諫早え可有之哉、当方へハ何故と申謂、急ニ穿鑿も出来兼申候段、可被申聞候

着蒲団 壹ツ

徒士以上

敷蒲団 壹ツ

但、御一方拾五人前

着蒲団壹ツ計

押以下小者

但、御一方式拾四人前

右、上下三十九人、外御二方様は御余勢相減候得共、御宿々右人数丈用意之事

一、絹・木緇<sup>(綿カ)</sup>打交不苦と御付紙候処、寛政之度、絹之分不用御座候、此度も絹之分揃兼候付、

総て木緇計ニ相極可申哉、又ハ絹之分有丈は打交ニ相濟候様可被仰付哉、絹打交用候節ハ、

御宿々持送ニ不致候ては不相成、大場物之義ニ付、其村々ニ木緇計ニ候得ハ、取揃置弁理も

宜候間、此辺如何可被仰付哉之事

一、押以下小者着蒲団斗ニて、敷蒲団用意不仕して宜候哉之事

閏四月

御勝手方御巡見掛り

絹蒲団

郡方付紙 御三方様之内、四拾人之御同勢も有之候ニ付、都て四拾人分用意仕可然事、絹蒲団

之義、寛政之度ハ用意迄ニて不用ニ相成候得共、当節之所ハ時合も違候上、絹・木

緇取交候趣、御巡見使へも相達有之候へは、多少ニ不拘矢張絹・木緇取交差出候方

ニ可有御座候事、押以下之所、着蒲団斗ニて宜哉之伺は、寛政之度通、寝御座縁付<sup>(寢座カ)</sup>

共打交、御一方様へ四拾枚余も御勝手方より仕送ニ可相成、其分ニて可相濟哉之義

ニ可有之所、寛政之度迎も右御座ニ不拘、村町より借用ニ相成木緬蒲団敷蒲団上ニ  
相用候義と被存申候、下々之所却て六ヶ敷、申成し候儀ニ付、矢張敷蒲団も用意無  
御座候は相成間敷事

右付紙いたし閏四月廿八日達

金銀引替

一、此度御巡見御通行之節、金銀引替之義、村町とも銀札役所にて銀札ニ不拘、無滞引替候様  
可被申付候、以上

壱〔付紙

五月

一、御巡見之節兩替、金壺兩請取不残小粒ニいたし差出候ハ、切賃拾六文取之可申、尤壺兩  
之内、壺歩ニても錢ニ替り、残三步小粒差出候とも、切賃取中間敷候

一、丁銀請取、致小玉差出候節、金ニ准シ、五拾六匁ニ付拾六文切賃取之可申、多少共ニ此割  
合にて切賃取可申、少シニても錢ニ替候向は切賃なし

一、兩替之節、兩替手形差出候ハ、兩替掛り役人自分名目にて、則自分印形相用可申候、役  
所名目・同印形相用中間敷候

一、御巡見御通行当日、銀札役所掛札引取可申候<sup>④</sup>双場之義は、当時相場金銀共ニ相用可申候、  
町在引替所へ此段申聞候

式〔付紙

右之通、町役所・布津村・南有馬村・口之津村・多比良村・守山村銀札方掛り役人呼寄、申渡

一、御巡見様今廿四日当所御泊り、右ニ付町役所則両替場と相成、出役村井紋兵衛・安藤幸太夫・西村増右衛門右三人にて、今朝より交代にて明朝御発足相濟候迄、壹人ツ、詰切候様、尤内証ニ差控、両替之義は下役為取扱候事

一、町在引替所、御巡見様御通行当日は引替差止申候

右、寛政元酉五月御巡見之節、日記書拔

寛政度、南有馬村・守山村と有之、其俣之書付にて相達候付、御勝手方へ罷越銀札方へ  
壹付紙 両替所壹ヶ所、右は是迄町方銀札引替会所にて相濟シ可申候事 町役所

式付紙 此両替所之義、御休泊村々へ壹軒宛手当いたし、御勝手方御役人・御徒横目等、見ケ

メ候様寛政度ニ相見候間、此度も同様被仰付、金銀錢御勝手方にて用意ニ相成、御休泊村々にてセ話役之ものへ相渡候様、先達て相達置候通、金銀錢引替差支無之様、御手当ニ相成居候へハ差支之義無御座候、以上 郡方

付紙 野井村銀札引替所、御巡見相濟候迄、守山村へ前広引越、相勤候様可被申付候

覚

私共、此度御巡見ニ付掃除奉行被仰付奉畏候、然処仕度之義羽織・立付ニ御座候様被仰聞候所、是迄立付と申候ては相用候品ニ無御座候へハ、此節新規捨不申ては難相成、且又御先ニ相立候



雨天合羽

二は、雨天之節は合羽相用不申て相成間敷、是以御供方相勤候儀ニ御座候へは、御渡方ニも相成、用意も仕居候へ共、左様之勤ニ候も無御座候へハ、用意等も仕居不申、新規拵候と申候てハ、兼て内証困窮ニ相暮候得は、何分拵候手段出来不仕候間、何卒両品共御貸渡被下置候様仕度奉存候、若御貸渡不相成義ニ御座候ハ、以御賢慮代料拝借被仰付被下置候様、此段奉願候、以上

閏四月

渡部勘藏

伴 壮五郎

坂部恭右衛門

杉岡宇右衛門

松本新五郎

覚

羽織

一、此度御巡見ニ付、私共旗支配、羽織・裁付ニて相勤候様被仰付奉畏候、然処右支度之義、是迄相用候品ニ無之、何レも所持不仕、兼て内証不如意ニ御座候へは、此節差掛手段出来兼難洪仕候、最早近々御入込ニも相成候趣承知仕候間、以御賢慮何れと歟、早急御沙汰被成下候様、此段奉願候、以上

閏四月

村越真十郎

天野銀之丞

小久江所右衛門

加藤良藏

坪田嘉十郎

重松忠次

覺

一、此度、御巡見御通行筋掃除奉行相勤候様被仰付候者共より、私共より内々申出候は、着服羽織・裁付と御座候処、裁付之儀ハ兼て着用仕候品ニも無之、何れも所持不仕候へは、新二拵不申てハ用意無之、扱又雨天等之節、蓑笠ニても相済申間敷候へは、合羽着用不仕て相成間敷処、右品之儀も所持不仕候へは、是又拵不申候てハ難相勤、旁物入相掛り、何レも小給不如意之向多、難渋之趣ヲ以、別紙之通書付差出、難渋次第ハ相違無御座、役前之勤と違、臨時勤之義ニ御座候間、裁付・合羽等ハ、上より御貸渡被仰付候哉、其義難出来義ニ御座候ハ、相応御手当ニても被下置、無滞相勤候様仕度、此段申上候、已上

五月

郡方改役人

五月七日

一、布津村治左衛門方十四畳之間、村刺畳二候処、此節二至り見苦敷相成候二付、敷替り候様御代官へ申出候由にて、御代官より御普請方役人へ申越候二付、外之振通貨渡二取計申候、并十五畳之間、裏通之縁替、自分にて取計候由、是又申出有之候事

一、曾我様 乗掛 八九疋

一、近藤様 同 七八疋

一、大久保様 同 六七疋

メ 式拾四疋分

蒲団 村方有合用

但 蒲団張

赤毛氈 此方用意

右之通二相成候へハ、駕籠へも毛氈無之て相濟申間敷、如何可被仰付哉、御昼御座之間えも毛氈敷候御振合、他所ニは相見候処、高田之義ハ如何ニ候哉、右ニ准候様可被仰付哉、夫々調取染方おも用意仕度御座候、御差図之程奉伺候

五月 御勝手方御巡見掛

毛氈

此駕籠毛氈之義、蒲団新規ニ出来候ハ、夫ニは及間敷、高田ニても新規出来毛氈は無之由ニ御座候

右之通付紙いたし、口上にて馬毛氈<sup>ウマカサ</sup>、居間之毛氈は勿論御用意ニ相成候様申達ス

酒代菓子料

無心

御泊并御昼休ニおいて、酒代とか菓子料等之振ヲ以心付致呉候様、御巡見使之御家来之者より御宿亭主え無心申掛候節、料物、時宜ニ寄不差送候て難濟節は、御家来向料物之員数大体左之通取計候様可仕哉、郡方よりも伺立可申候得共、歩金・南鐙等用意仕度奉存候事

金 貳百匹(正) 用人・給人 同 三片 近習・中小姓

同 百疋 徒士より押足輕迄 同 貳朱 中間・小者

右之高、極(之方)と通と見、成丈減方も出来候模様ニ候ハ、半方位ニても相濟候様心得ヲ以取計可仕哉、御荷物才領等は、人馬之者(租)鹿相等も出来候様之儀難計、是又右様之節は成丈事不立内見計、早々内濟之取計として目録ニても差送候様取計可仕哉、是等も時宜ニ寄、前条員数之振ヲ以取計可申哉之事

夜分酒

一、御供之向々、夜分酒等無心中之候節、人数ニも応候得共、酒は土瓶(湯)か湯当入ニて肴物重箱ニ入差出候様、尤肴物は賄方ニて手当致置候様ニ用意ニ相成居候様仕度奉存候事、心付之義、先方より申掛候節、酒代又は菓子料等之振ヲ以差送ニ成候、員数本文之通位ニて可然、併、時宜寄候ては、誰々ニは何程々と先方より員数ヲ申、心付相頼候義も有之候哉ニ候へは、極て本文通ニて相濟候義ニ無御座、何れ増減出来候義ニ付、其心当は有之候様仕度事

心付

一、心付致呉候様先方より不申聞、只何角ニ付候て事六ヶ敷のみ仕掛候共、心付致呉候様先方

臨機応変

より不申出内は、不差遣心得ニ可有之歟、併仕落・不手都合等を見込、事六ヶ敷申掛、御取繕ニ至り候ては、是又員數位にて中々相治り間敷候間、心付ニても請度心合ニ候得は、口上振万端ニても大体相分候ニ付、模様次第にて龜末之菓子とか、又は疲休と龜酒進セ度とか、当座取繕、此方より申候ハ、品物より代料杯と申聞候様ニも可相成、其辺は臨機応変ニ為取計可申候ニ付、茶菓子等義は不用ニ相成候連も、夫々用意無之してハ相成間敷事

一、御供之向、夜分ニ成内分ニて酒相好候節、左之通  
差身 一重

肴物 硯蓋様之品、煮付 一重

酒は土瓶か湯当杯種ニ入差出候様

右之通、御泊宿ニて手当致置候様、申付置可然奉存候事

出役左之通

人馬肝煎

代官 川村祐左衛門

但、御代官姓名書差出候事

手代 重五郎

同 岩瀬次郎作

手代 重三郎

同加人 湯浅忠次右衛門

御雇手代 唯八郎

右同断

同

林田養蔵

但、右同断

同

安藤順太夫

手代

喜藤次

御雇手代

喜三郎

同加人

山本与作

御雇手代

末五郎

候事  
右、口之津村へ罷越、御荷物船揚等相济候上、一手は両有馬へ罷越、先之山田村迄繰越相勤

一、口之津村御宿詰

改役人

富田勝兵衛

代官

小川仁左衛門

改役人

小川与次左衛門

代官

矢川十左衛門

改役人

山本佐五左衛門

代官

飯島義角

一、両有馬村御宿詰

改役人 渡部貞右衛門

代官 高槻仙右衛門

改役人 清宮与太夫

代官加人 山本武右衛門

改役人加人 荒木左太夫

代官 小川左十郎

一、布津村御昼詰

改役人 小川宇兵衛

代官 小川仁左衛門

矢川十左衛門

飯島義角

一、御城下御泊之節

改役人 富田勝兵衛

同 小川与次左衛門

一、右同断之節郷分見廻

手代 房乃進

御雇手代 廣三郎

御雇手代 三木之助

弥留

一、多比良村御昼詰

改役人 小川宗兵衛

代官 高槻仙右衛門

御加人 山本武右衛門

代官 小川左十郎

一、守山・山田村御宿詰

改役人 山本佐五左衛門

代官 小川仁左衛門

改役人 渡部貞右衛門

代官 矢川十左衛門

改役人 清宮与太夫

代官 飯島義角

一、掃除奉行

口之津より南有馬村迄

物書加人 杉岡宇右衛門



北有馬村より隈田村迄	同	板部恭右衛門
有田村より布津村迄	同	渡部勘藏
深江村より御城下迄	同	伴 壯五郎
御城下より大野村迄	同	松本新五右衛門
湯江村より神代境迄	同	手代 寛藏
西郷村より守山迄	同	同 啓之助
山田より野井迄	同	渡部保藏
愛津より御領分境迄	同	佐藤熊兵衛
一、御荷物合印・旗支配	物書	成田弥左衛門
		坪田嘉十郎
		重松忠治
		天野銀之丞
		小久江所右衛門
		加藤良藏
右、三人宛代り合、口之津村より山田村迄可相勤事		今井勇馬
一、御奉行付		山本馬之助
		小川亀五郎

一、御用状并御家人出郷人馬肝煎

大江

手代

麻之進

有家

同

半三郎

深江

同

峯次郎

湯江

同

銀之助

伊福

御雇手代

麻之助

一、御奉行付人

御雇手代

時三郎

同

寿之助

同

半之進

同

豊次郎

右、役付書面之通御座候、以上

五月

郡方

横目方役付

口之津村より愛津村迄

早川忠五郎

御跡押

中島平大夫

島田森左衛門

愛津口御出払より二三夜御泊迄忍聞合

早川忠五郎

鳥田森左衛門

口之津村御宿詰

(朱書) 曾我又左衛門様御宿詰

市川六郎太郎

(朱書) 近藤勘七郎様御宿詰

中島平太左衛門

(朱書) 大久保勘三郎様御宿

市川新吉郎

同村両替所、肴野菜所兼

富田義惣治

南有馬御宿詰

林田兵馬

川島斧左衛門

中山真人

同村兩替所、肴野菜所兼

稲田久太夫

右、口之津村より愛津村迄繰越候て出役

番所取計出役御宿詰

加藤左右進

川野幸輔

大塩弥三

ノ

同所兩替所

林田采左衛門

肴野菜見ケメ所

永尾忠右衛門

右之通、出役被仰付候

五月十一日

覚

一、御巡検使、当御領口之津御着并御城下御泊之節、諫早へ御用人馬之義二付、及掛合候間、使足輕兩人、兼て御沙汰被下置可被下候、已上

五月

郡方勘定奉行

同日

覚

一、御巡見使当御領口之津村へ御着并御城下泊之節、諫早へ御用人馬之義二つき、足輕使両度差立候間、道中雑用御勝手方より相渡候様、兼て御沙汰被置可被下候、已上

五月

郡方勘定奉行

右二通、相達ス

同日

両替所

一、先達て銀札方より出候書付ニ、両替所之義、寛政之振ヲ以口之津村・南有馬村・布津村・御城下・多比良村・守山村と有之、右守山村は野井村引替所より相勤候御沙汰ニ相成、其通ニて差支無之段、付紙致相達置候処、下宿割ニは北有馬村・山田村へ手当いたし居候、并右両村は御二方様御宿も有之候ニ付、此通ニ致度御勝手へも申し通、同所より右之付紙いたし相達候様、貞右衛門三ノ丸へ罷出候序申談候

同日

日覆

一、寛政之度、御巡見宿日覆・幕、夫々用意ニ相成居候付、此度も同様御勝手方より用意いたし候敷、前以相渡候敷、可然取計候様申談候、左之通

式張

守山 庄屋方

壹張

口之津 玉峰寺

壹張

北有馬村 願心寺

右之通二付、此度は五張も手当有之候様いたし度、御勝手方へ掛合置候

同日

衣類脱所

一、御巡見使小者風呂ニ入候節、衣類脱所涼台様之ものニ薄縁敷相用候様可致、弥藤治殿被申  
聞、荒木左太夫ニ申談置候

覚

一、口之津村え御巡見使御入込日限相分り候得は、同村并両有馬村・布津村、御泊・昼村之御  
宿へ聞合セ之もの、町方より差遣候間、委細及示談、逗留中賄向等差支無之様、其筋へ御沙  
汰被仰付置可被下候、以上

五月十一日

町役所

付紙 此町方聞合之もの村方へ罷越候節、及示談候義は可及沙汰候得とも、何れ之村も御逗留  
中ハ混雜ニて、彼是申聞候義も出来兼可申二付、委敷義は御立後之示談と相心得候様、  
且聞合之もの人数之義不相分候処、成丈人少ニ罷越候様、右二付宿一軒、賄向も及沙汰  
置可申奉存候、已上

郡方

山駕籠蒲団

山駕籠蒲団之義、郡方へ掛合候処、駕籠蒲団と申候ては用意無御座、三巾蒲団等敷込差出候義ハ差支無之候へ共、高田にては新規ニ蒲団出来候由ニ付、毛氈なしにて相濟候へ共、敷蒲団折候て敷候俣ニテハ氈末ニ可有之候ニ付、毛氈御用意無之しては相成間敷哉之申分ニ御座候へ共、有合相応之品相用候ハ、毛氈迄之用意ニは及申間敷、御差込御座候様此段申上候

五月

御勝手方 御巡見係

付紙 書面敷蒲団之義、御泊村々にて大造借用ニ相成居候へは、駕籠え敷候迄は無覚束候へ共、成丈御物入軽様村方にて取集、御間を合候積ニ候処、中間・小者等は敷布団大体之所有之候ハ、其分にて可然候へ共、右以上近習等ニ至候てハ、其俣にも相濟間敷ニ付、毛氈之義駕籠丈用意は無之共、見計手当有之候様申談候義ニ御座候、彼是乙甲ニ申上候様可仕思召も念入候へ共、僅之事より申分も出来候義ニ付、心付之次第申上候義ニ御座候間、可然御差込御座候様仕度奉存候

郡方

覚

一、御巡見様御宿、下之下宿之場は、御用人・給人等之内、為見ケメ同宿致候趣ニ相聞候処、当御領分御宿々手狭之場所は、下之下宿之積ニ相成居候ケ所も有之候処、中間・小もの差置候積ニ付、湯殿も無之、雪隠等も平日下女下男共相用候場所ヲ其俣相用候場所も御座候、然

御外聞

処小もの差置候下宿へ御用人・給人杯之内、同宿仕候は、下々之もの我俣差働候ては宿へ迷惑二及候二付、猥之義無之様為見ケメ同宿之趣二有之候処、右は案内差掛候て之事二付、置・建具等之籠はいづれとか、申断方も可有之候へ共、湯殿・雪隠等は旅宿之もの之義、先方望候て同宿仕候迎、中間共心当置候籠末之場所も頓着不致、其俣二差置、万一置・建具等之籠末不苦候へ共、雪隠等は可也二無之てハ差支候処、下々差置候心当二候迎余り籠末之取扱杯と、事六ヶ敷申掛候時は、甚不手筈之沙汰二落行、断も最易<sup>卷</sup>ニハ相済兼、時宜ニ寄候ては、他領之泊宿迄も役人共被引付、其上手入金等過分ニ相掛候様成行可申も難計、僅之手入差略仕置候て、御他領迄も評判仕候様ニ共相成候てハ、御外聞如何敷奉存候間、下宿湯殿・雪隠は、為用心相応ニ御手入被仰付、御用人・給人等下々と同宿ニ相成候ても格別差支二不相成様、御取繕御座候てハ、如何可有御座弥と奉存候間、此段申上候、已上

五月

郡方御巡見調方掛

湯殿雪隠

御巡見使下供之内、下宿へ用人・給人之内為見ケメ同宿之節、湯殿・雪隠等余り籠末ニてハ如何敷奉存候間、心付之次第申上候処、右は此方之心当と違、先方勝手ニて同宿候事故、湯殿・雪隠等籠末之旨断候ハ、可相済旨御沙汰之趣奉畏候、然処此方ニて之間割は幾間程有之候ハ、大体可相治と、此方限之心積ニて、間数之内役々之居所と先方之弁理次第二居付候は勿論之義ニ候処、中間・小もの計下宿へ差置候積ニて手当致置候故、湯殿・雪隠等籠末之旨相断候節、



聞取之所は先番着之上、夫々可及差凶旨泊へ聞合、罷出候ものへ申聞置候、中間・小ものは不絶用事申付候二付、引放居候ては差支之処、下宿にて不差支段は誰より及沙汰候哉と申聞候時は、如何為相答可然哉、扱又任断、麓末之所不苦段表向申聞候ても、大小用所之麓末は誰しも快きもの二無御座候得は、余り不放と差含候ても夫とは不申、別事二付小六ヶ敷申、御宿役付之もの共及迷惑候様仕掛可申義難計、中間・小もの之所と違、上立之役方にて、彼是六ヶ敷申掛候時は、中々最易にては相捌不申、品ニ寄候ては格別之訳ニ至り可申も難計、又先方之氣合ヲ折キ候時は、此方之仕落・不束ヲ一々申立、出役之役方へ面会可致扱と申、不放不束之儀一々申並へ、彼是中間敷もの二も無御座、若左様共相成候ては、御取喫最易ニは相済申聞敷、併見越候義にて一旦御沙汰ニ相成候上、再応私共より彼は申上候筋は無御座候へ共、前文下宿と申候ても数軒之義二も無之、大小用所等御取繕ニ相成候迎、格別御入用相掛候と申儀も無御座所、其俣ニ被差置、万々一事六ヶ敷申立、御取喫入用等格別相掛候様之時宜ニ行立候ては、甚以念入候義と奉存候間、此段御手前様方迄御内々申上置候、以上

(朱書) 右は、至て麓末之場所は、御番人見分積方申出、取繕候様相成候段、渡部貞右衛門申聞候事

(二丁 空白)

天保九年二月

二月十五日

御手船

一、御船方書付左之通

一、御手船 関船拾五艘

内

大早三艘

五拾八丁立

榮壽丸

五拾六丁立

天授丸

四拾六丁立

神力丸

中早五艘

貳拾八丁立

飛翼丸

貳拾貳丁立

玉宮丸

延年丸

本走丸

大箭丸

拾丁立

如意輪丸

輕本丸

小早七艘

飛鳥丸

順河丸

仙葉丸

八丁立

有馬丸

多慶丸

右は、当時御船御有合之員數ニ御座候間、此段申上候、以上

二月

御船奉行

二月十八日

一、御巡見之御方様え馬持書出、百五拾石物書以上ニて宜旨被仰出候

一、番頭已上馬持之義も、手馬を御厩え差置候形ニて宜御座候

右、寛政之例

右之通、八右衛門殿より御沙汰之趣ニ付、御答書ニ書入、書付ハ弥藤次え及返却候

二月十九日

一、獵師筒玉目之義ニ付書付出置候処、左之通

獵師筒玉目之義ハ、フケ筒多、弥相分兼駢と相分不申候得共、式匁三分より三匁五分玉

迄と相見申候、郡方へ相渡、夫より御渡方ニ相成候ニ付、誰え何筒相渡候哉は私方ニて

相分不申候

丹下

右之通ニ候処、横目方ニても相分申間敷、大体見繕書出候ても可然哉と、八之進殿被申聞候、  
村方相預候てもフケ筒ニ候へは、何匁筒と申義迎も相分間敷、致評義候

覚

名産

一、名産何々有之哉之事

但、献上之品共

(朱書) 付紙 御答之控ニは無御座候へ共、御献上之品は書面之通ニ御座候

右、寛政之度、御巡見御答ニ御座候

干鯛 海蘊(もずく) 若和布 白砂糖 砂糖漬 粕漬梅 鹿毛藻

白蜜 蜜柑 御しない 此品三年回ニ一度献上仕候

(朱書) 付紙 此ヶ条其筋ニて御札御座候様、右之通ニて口上ニて、其砌ニ臨、口上ニて相分

候筈ニ被申聞候

名産と申程之品は無御座候へ共、右献上之品之内、干鯛・海蘊(もずく)・粕漬・梅白蜜・蜜柑等ハ所々  
産物ニ御座候

両替

一、金銀錢両替之事

金壹両ニ付 銀五拾六匁

銀壹匁ニ付 丁錢百貳文九分

右之通御答ニ相成申候処、此度之義も御献上之品は御同様ニ可有御座哉、金・銀相場は余程相違仕居候処、如何御答申上候て可然哉奉伺候、以上

二月

郡方

二月廿四日

天守

一、天守 壹ヶ所

一、総櫓 五拾三ヶ所 (朱筆)「付紙

一、渡櫓 拾六ヶ所

一、廊下橋 梁行式間半・桁行拾式間

一、追手門 東向

一、外曲輪

北 百九拾間半

南 百七拾六間半

西 六百六拾間半

東 同断

但

(朱書) 付紙 五拾三ヶ所之内、東惣側にて平櫓式ヶ所之分、年来虫付ニ相成、度々修履致候

へ共、最早出来兼候程之虫付にて、至て危相成候付、此節取崩板囲致置、当時

一 建替致、切組中ニ御座候ニ付、五拾三ヶ所之内、式ヶ所不足ニ相成申候

一、二丸曲輪

北 四拾四間半

南 六拾八間

但

西 六拾五間半

東 五拾五軒

一、本丸曲輪

北 七拾四間半

南 八拾六間

但

西 百七拾間半

東 九拾九間

右は、先例之通取調申候、以上

二月

御普請奉行

右書付、郡方控引合及返却候様、御奉行衆より申参引合候処、寛政ニ相替義も無之処、御櫓数ハ以前より減少之趣ニ承候義も有之、且渡櫓と申義、御好も無之ニ不相認して難成義候哉、両様共相伺、右御普請方書付直ニ致返上候事

(朱書) 三月五日、櫓付紙分相増候書付出候事

精進日

二月十四日

御留守居

大久保勘三郎様御精進日

六日 十八日

右之通にて、朝夕か朝計か之訊御記無之二付、猶又問合之処、両日共朝計之御精進二御座候

役人付

家老 用人 城代 番頭 取次 町奉行・寺社役兼宗門奉行 勘定奉行 大目付 徒頭 近習  
目付 普請奉行 持弓頭 持筒頭 先手物頭 旗奉行 鎗奉行 船奉行 武器奉行 御用米蔵  
役人

右之外、江戸詰、家老 用人 留守居 勘定奉行 大目付 諸士相応ニ差置申候

覚

一、<sup>(姓)</sup>性名書左之通

家老

家老

板倉八右衛門

松平勘解由

板倉靱負

佐野十郎兵衛

石原内臈進

松平十郎右衛門

星野善右衛門

右、貳千石程より五百石迄

用人

酒井善五左衛門

板倉丹下

板倉伊織助

城代

城代

浅野勘太夫

片山与惣兵衛

番頭

松坂太郎

大岡五郎右衛門

板倉 龍

羽太郎左衛門

酒井彦右衛門

奥平與左衛門

右、用人・城代・番頭三百石高

取次

奥平九郎左衛門

大原甚五左衛門

牧 覚右衛門

稻吉清助

柴田十兵衛

洪川平馬

佐用権之進

板倉織部



板倉市輔

町奉行

町奉行・寺社役兼宗門奉行

土橋麻右衛門

川井三郎左衛門

勝手方勘定奉行

鵜殿七郎右衛門

和田与惣左衛門

羽田喜太夫

岡部武兵衛

松坂保太夫

川井八郎右衛門

川島元左衛門

古野文太夫

勘定奉行

郡方勘定奉行

天野弥藤次

服部治部右衛門

保母八之進

小川仁平衛

大目付

大目付兼徒頭

保母小平太

平野利左衛門

片山 登

勝井源五左衛門

浅野勘兵衛

矢内 務

村上治右衛門

内村市郎兵衛

近習目付

田島新左衛門

星野小十郎

保母孫八郎

普請奉行

小林三郎兵衛

鵜殿籐左衛門

持弓頭

古野与一兵衛

持筒頭

内村一左衛門

先手物頭

高橋只右衛門

都筑又臈

杉野甚五兵衛

真田源五左衛門

松本九郎右衛門

板倉角馬

奥山常右衛門

杉 新兵衛

石河市郎左衛門

奥平弥右衛門

旗奉行

星野籐右衛門

井口与三右衛門

鎗奉行

内藤市兵衛

野沢作之右衛門

岡田伝助

神崎武右衛門

船奉行

石原直右衛門

大原雄右衛門

武器奉行

一瀬 円

神谷弥左衛門

御用米蔵役人

河原銀兵衛

宮川慶右衛門

種村平八郎

本村三兵衛

今井佐兵衛

成田半右衛門

渡辺清右衛門

右諸役人、百五拾石高

医師

小国良庵

本多元良

林田俊元

岡部尚賢

本多元政

石和冠平

大久保忠庵

福島玄広

安藤玄鈞

中山順繩

市川一学

林田文都

伊藤玄寿

林 岱甫

小国泰仲

本多良記

原口道平

柴原文明

安藤一方

中山景風

右医師、百五拾石より拾五人扶持迄、右之外江戸詰、家老、用人、留守居、勘定奉行、其外諸士相応ニ差置申候、以上

何月

覚

鍵術

板倉八右衛門

保母小平太

豊島喜左衛門

奥山常右衛門

野沢作之右衛門

近藤平兵衛

軍学

平野利左衛門

神崎武右衛門

塚本俊右衛門

中村勝守

弓術

大原甚五左衛門  
川鍋次郎左衛門  
成瀬佐左衛門

森川宇兵衛  
宮川弥三郎

火術

勝井源五左衛門  
内村一左衛門  
宮川慶右衛門  
市川六郎太郎

豊島喜左衛門  
石原直右衛門  
山本佐五左衛門  
松原一郎太夫

儒者

沢 広治

佐藤要藏

中村徹助

西田弥学

田中敦藏

大竹仁左衛門

劍術

杉野甚五兵衛  
松尾牧左衛門

都筑小次郎  
三原仁右衛門

矢島八馬

西岡久左衛門

稲田三九郎

杉岡宇右衛門

河野丈之助

鈴木八郎

馬術

野口里五郎

松野藤九郎

近藤豊八郎

山田左司馬

安藤空之丞

柔術

田中豊太郎

捕手

岩永六郎兵衛

加藤左右之進

永尾忠右衛門

陣貝

中村大二

以上

覚

一、家中之者、文武指南之義は、儒者・軍学・鎧術・弓術・馬術・火術・劍術・居合・柔術・捕手・陣貝等指南仕候もの四拾九人御座候

一、極芸は、乱舞少々宛仕候者御座候得共、指南等仕候者無御座候

何月

三月十三日

御用米

一、御用米一件、委敷調出有之候様申達候処、左之通

鳥原城請御用米

一、米五千石

福地山より鳥原へ御所替之節請取、寛文九子年(1774)

一、米五千石

貞享三寅年増

メ 壹万石

内

五千石

元禄元辰年、御引上

此御引上之訳、帳面消失ニ付不相分

残五千石

内

四千百貳拾三石貳升

宝永五子年・正徳三巳年、江戸へ相廻

三千五百六拾三石六斗五升

元米上

内 貳千五百石

宝永五子年

千六拾三石六斗五升

正徳三巳年

付紙内、五百五拾九石三斗七升

右運賃賄入用

残八百七拾六石九斗八升

一、米四千百貳拾三石貳斗

享保九辰年・同十二年未年・同十三年申年、豊後

御代官増田太兵衛より来、御足詰

貳千石

享保九辰年増

千石

享保十二年未年増

五百六拾三石六斗五升

享保十三年申年増

五百五十九石三斗七升

書落敷

ノ 五千石

内

四千五百石

享保十八丑年三月、肥前寺井え廻

残五百石

寛延二丑年、御所替ニ付戸田様へ御引渡



一、米四千五百石

戸田様御代御足詰有之候由

メ 五千石

安永四未年、島原へ御所替ニ付戸田様より御

引渡

内

三千四百三十石

天明四辰年二月、江戸浅草御蔵へ上納

残千五百六拾四石

付紙 是迄元方控写

一、米千四百三拾六石

文化十酉年三月、筑後国三池郡より相廻、豊

後国日田御代官三河口太仲様より相渡候候

メ 三千石

内

千六百石

天保五年四月、江戸浅草御蔵納ニ相成

残千四百石

内

四百五十七石

天保八酉年四月、江戸浅草御蔵納ニ相成候

四百四十七石

同年六月、江戸浅草御蔵納ニ相成候積

付紙 此浅草納、難船致候、尤船頭請負

残四百九拾六石

当時御用米高

右之通御座候、已上

戌三月

御藏奉行

寺社

寺社覺

一、天台宗 東叡山寛永寺御末 慈靈山 和光院

寺境内 東西四拾八間三尺・南北五拾四間四尺、寄付

高三拾石 觀音堂、雖為私領、開於新地令所付諸役等免除、外ニ常燈明之油壹ヶ年ニ

壹石宛、代銀ニテ遣

為社領、知行百石宛行

一、菩提寺 禪曹洞宗 三州設楽郡大洞泉龍院末 瑞靈山 本光寺

一、右同宗 島原本光寺末 寶圓山 淨林寺

(朱書) 下ヶ札 本光寺・淨林寺は、境内畑等之義不相分候付不記之

一、右同宗 肥後飽田郡熊本禪定寺末 高岳山 晴雲寺

畑式反八畝拾式歩、寺屋敷分寄付、地子諸役等迄免許

(朱書) 下ヶ札 此青雲寺より十ヶ寺之処、境内間数不認候、若御入用ニ候ハ、起立帳

ニ有之候間、書出可申候

一、右同宗 本寺右同断 清光山 江東寺

畑三反式畝歩、寺屋敷分寄付、地子諸役等免許

一、浄土宗 筑後国山本郡善導寺末 演暢山 快光院

皇式反八畝拾式歩、寺屋敷分寄付、地子諸役等迄免許

一、右同宗 本寺右同断、白毫山 櫻井寺

皇式反六畝三步、寺屋敷分寄付、地子諸役等迄免許

一、右同宗 本寺右同断、嶽島山 崇台寺

皇三反三畝拾八歩、寺屋敷分寄付、地子諸役等迄免許

一、法花宗 肥後国飽田郡本妙寺末 長久山 護国寺

皇式反二畝拾五歩、寺屋敷分寄付、地子諸役等迄免許

一、右同宗 肥前国小城郡光勝寺末 松島山 光伝寺

皇式反四畝歩、寺屋敷分寄付、地子諸役等迄免許

一、一向宗 京都西六条本願寺末 水頭山 善法寺

皇式反歩、寺屋敷分寄付、地子諸役等迄免許

一、右同宗 本寺右同断 経坪山 案養寺

皇式反四畝六歩、寺屋敷分寄付、地子諸役等迄免許

一、右同宗 本寺右同断 法性山 浄源寺

皇式反九畝拾式歩、寺屋敷分寄付、地子諸役等迄免許

一、島原鎮守 猛島宮 吉田流 社人入江河内

高四石八斗壹升七合、此田五反三畝三步、依無神領、雖為私領、本知高之外寄付  
一、五社宮 天照皇大神・春日大明神・住吉大明神・八幡大菩薩・天満宮

吉田流 社人か、美筑前

高式石壹斗八升九合、前二同、此田地式反四畝六歩

一、松島宗像社 吉田流 社人吉田八太夫

敷地、長拾間・横九間、境内林有

高式石九斗六升八合、依無神領雖為私領、以本知高之外寄付 此畑三反七畝三步

一、真言宗修驗 京都醍醐三宝院直末 不老山 叶寺

境内坪數百六拾五坪、往古より竿除地

一、真言宗修驗 京都醍醐三宝院直末 金龍院

但、境内町屋敷

(朱書)下札 此金龍院、以前之儀不相分候へ共、當時之所書載置申候、成就院も同様二御座候、郡中も右体振合可有御座候哉、御評義御座候様

明和五子年取立官職二成 文政十一子年、大先達法師 権大僧都 金龍院弟子 成就院  
右之通、寺社數二御座候、已上


二月

寺社役所

一、此間之江戸御飛脚ニ左之通申参候段、弥籐次殿不申聞、被相渡候書付写  
覚

一、御巡検使より之御渡之御書付、曾我又左衛門様より四通、平岩七之助様より三通御在所へ  
被(続き欠落)

合印 手杵



近藤勘七郎様

右之通、江戸表より申来候

覚

御巡見使御精進日之儀ニ付、猶又、公儀御精進日、別紙ヲ以被申越候趣、御留守居へ及沙汰候  
处、御道統様斗にて、外ニ御精進日無之段申出候間、其筋へ可被及沙汰候、以上

四月十四日 江戸 老

御在所御同役衆

無刀にて忍

寛政之度覚書之内

此度御巡見様御泊宿ニ、御勝手方役人其外郡方横目杯も、延享之比迄ハ百姓ニ紛、無刀にて相忍、御宿ニ相詰、見ケメ・火之元等申付候へ共、今般は忍様之義曾て不仕、袴ニても着用いたし、万端見ケ締・火之元念入候様ニ、城下より軽キ役人中相詰被申候段、彼之方より不見出、已前、御宿亭主ニ用人迄申聞可然之旨御沙汰有之、其通ニ致掛ケ候処、彼之方用人之挨拶ニは、夫は御念入之事、各え御目ニ掛り挨拶ヲも可申候へ共多用取込、無其義御宜申達候様ニと挨拶致候由、当町・村方御昼休ニ相詰候ものも、右之通取計申候事

右之通、記有之候処、郡方にては無刀にて相詰候趣相聞候へ共、先格之通相心得罷在候間、為念此段申上候

御巡見方掛り 御勝手方

此御宿詰、寛政之度伺、御差図左之通

御宿詰御役人は、無刀にて火之元・見ケメ旁見廻有之段、宿亭主より御用人杯え申込候節、其義決て不及段申聞、右見廻之義達て嫌イ候様子ニ候ハ、其節は先規之通忍にて入込候様可致哉之事

御差図 右御宿詰之もの火之元・見ケメ御宿へ罷越候趣、此方より已前以申込置候義ニは無之、

無刀にて勝手へ罷在候を、若彼之方御家来見答承候ハ、右之面々は、火之元見ケメ

旁折々見廻被申候段、御宿のものより為答候様、夫共右見廻參候にも不及申候ハ、

其節は右勝手、えも引取居候様致し可然候

右之通、沙汰ニ相成り相済申候、此度之義は時合も違候付、郡方役人代官之義は、極忍ニて御本陣内証え相詰居、万事差引仕候様被仰付、右之心得ニ罷在候

郡方

覚

着服

一、御巡権様御宿詰役々着服、羽織・袴、人馬肝煎并掃除奉行、羽織・裁付と御座候処、夏分之義ニ付、帷子は鳥越後以下、羽織は撰糸以下、袴は川越平以下相用不苦義ニ御座候哉、且又時候次第ニてハ、単物相用候義も可有之、其節は袖位迄は相用不苦義ニ可有御座哉

一、裁付之義、所持之もの無之候へは、銘々所持仕候裾細着、下之所ヲ脚半様之ものニて押包候位ニて可宜哉

右之通奉伺候、早々御差図被下置候様仕度奉存候

五月

御差図 帷子晒以下、羽織・袴伺之通、袖も不苦候、裁付之義ハ定之品相用可申事

飾桶

伺奉覚

一、御巡見使御泊宿之表門計、飾桶三ツ宛左右へ差置候て、宜御座候哉

御差図 書面之通、付紙 付紙之通被仰付可然奉存候、其外之ケ条、御評義之上御沙汰ニ相

成候様 仕度奉存候

御勝手方 御巡見掛

火消道具

一、御門脇等え火之用心、水溜桶・藁穂手其外火消道具、村方有合之品飾置不申しても可然哉

御差図 有合之品、書面之通

一、表門并玄冠<sup>(ツマ)</sup>え、御紋付之御幕張台、釣灯、左右へ一張ツ、差出、暮六ツより明六ツ迄燈シ

候様可申付哉

右両所此方幕張置、御先番着之上、両所共彼之方之幕張候哉相伺、差図次第取計可申候

御差図 書面之通

床飾

一、床飾・料紙・硯并掛物等も差出不申、御朱印台・熨斗三方・刀掛計差出候積相成居候処、

豊州御領之振合ニては、掛物・生花等差出置候処、其俣ニて相濟候御宿も御座候へは、掛物・

生花・料紙・硯・御多葉粉等、上之間へ差出候分、夫々用意致置、御先番着之上相伺、差図

次第取計候様仕候ては如何可有御座哉

御差図 料紙・硯・生花等ハ無用、掛物計出置、伺之上取計可申候



御宿印

一、御宿印大旗は、表門前脇の方へ見合建候て可然哉

御差図 書面之通

一、御縁側薄縁敷、御手水道具、御手拭出置可申哉

御差図 書面之通

一、御駕籠台之上ニは、薄縁ニても敷可申義ニ可有御座哉

御差図 書面之通

一、御宿脇<sup>(字カ)</sup>丁主、御前宿へ様子為聞合差出、<sup>(朱書) 殿給問の事</sup>献立并間取等、御用人へ内々相伺、御着之上、其

通取計候様可申付哉

御差図 書面之通

幕張

一、御昼休宿は、表門・<sup>(マカ)</sup>玄冠共此方之幕張置可申哉、且、御休泊共先方より幕一張出候ハ、

玄冠二張、表門は此方之幕張置候て可宜哉

御差図 御供之内ニ相伺取計可申

一、御昼休宿、火之用心道具等ハ、矢張御泊村同様ニ可申付哉

御差図 御泊村同様ニ申付可然

一、金・銀・銭・米・雑穀・木<sup>(種)</sup>細布、<sup>(租)</sup>双場書、御泊宿村々え相渡候様仕度候

御差図 金・銀ハ時<sup>(租)</sup>双場ニて可然敷、木<sup>(朱筆) 布</sup>細帯等ハ近国之振合ヲ以、時<sup>(租)</sup>双場ニ<sup>(租)</sup>壹割下ケニも

相定可然哉、尤諸品共御休泊村町<sup>(租)</sup>双場同様ニ無之してハ相成間敷、役々評義之上、夫々直

段付伺有之候様

一、御役々御本陣え御機嫌伺として御出之節、途中御案内之義は、宿々之<sup>丁</sup>主御案内にて可然哉

御差図 書面之通

一、みご草履、見計用意不申付置候ても可然哉

御差図 書面之通用意有之可然候

菓子料

一、豊州筋御巡見使御用人以下之処は、菓子料等ねたり候趣ニ御座候、爰元御巡見使御人当違候ニ付、如何ニ可有之哉、其辺耽と相分兼候へ共、当時柄いつれ豊州辺之振合ニ可有之と被察候得は、入込之上、先方之口上振次第二ては、御用人以下えは夫々菓子料差送候方、万事都合可宜所、右体之取計は其場臨機応変之取計ニ無之してハ、却て事六ヶ敷成行候ものニ御座候ニ付、差送候節ハ、御用人・給人は何程、其外ハ何程ニ候と申員數、前以御取利ニ相成、入用丈之金子ハ御泊之御宿詰之ものへ兼て御渡ニ相成居候様仕度、勿論其場之時宜次第二て、誰々えは何程々と申義、先方可申出も難計ニ付、入用増減可有御座義は奉存候

御差図 書面之通用意不致してハ相成間敷候間、大体相積り、前以金子請取參候様、且酒之義も、輕輩にてハ望可申義難計候付、用意致置可然候

一、右之通ニ候得は、御本使方へも菓子差出候積用意仕置、其場之模様次第第二て、御用人迄相伺、差図次第取計候様不仕してハ、不都合ニは有御座間敷哉

落馬

御差図 菓子用意致置不申してハ、相成間敷候

一、御供之向、軽尻杯ニ乗、落馬致候節、色々六ヶ敷申掛、小倉領杯ニてハ、余程ねたり取候哉ニ相聞、高田ニても御家来之内落馬致し六ヶ敷申掛候ニ付、人馬世話致之もの御昼迄罷越、金式百疋差送断申向候処、漸聞濟ニ相成申候、右之振合ニ御座候へハ、人馬肝煎之御代官ニて其旨も得と勘弁罷在、即座之取計不致してハ間延ニ成、却て過分之入用差出候様ニも成行可申被存候間、用心金御渡被置、其節ニ臨候ハ、間延ニ不相成、不事立、相濟候様被仰付候方可然奉存候

用心金

御差図 用心金請取罷越候

右心得方奉伺候、早々御差図被下置候様仕度奉存候

五月

御宿詰差引

改役人

代官

右御差図、五月八日ニ下ル